

第 6 回

熊本県議会

# 決算特別委員会会議記録

令和5年10月23日

(令和4年度決算)

(教育委員会・企業局・土木部)

閉 会 中

場所 全 員 協 議 会 室

第 6 回 熊本県議会 決算特別委員会会議記録

令和5年10月23日(月曜日)

午前9時57分開議  
午前11時35分休憩  
午前11時40分開議  
午後0時11分休憩  
午後0時57分開議  
午後1時20分休憩  
午後1時23分開議  
午後2時32分閉会

委員 岩 中 伸 司  
委員 城 下 広 作  
委員 鎌 田 聡  
委員 吉 永 和 世  
委員 溝 口 幸 治  
委員 西 山 宗 孝  
委員 池 永 幸 生  
委員 城 戸 淳  
委員 荒 川 知 章

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

本日の会議に付した事件

- 議案第35号 令和4年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第39号 令和4年度熊本県立高等学校実習資金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第40号 令和4年度熊本県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第41号 令和4年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第42号 令和4年度熊本県育英資金等貸与特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第51号 令和4年度熊本県電気事業会計決算の認定について
- 議案第52号 令和4年度熊本県工業用水道事業会計決算の認定について
- 議案第53号 令和4年度熊本県有料駐車場事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 議案第54号 令和4年度熊本県流域下水道事業会計決算の認定について

説明のため出席した者

教育委員会

教育長 白 石 伸 一  
教育理事 石 元 光 弘  
総括審議員  
兼市町村教育局長 古 田 亮  
教育総務局長 井 藤 和 哉  
県立学校教育局長 重 岡 忠 希  
教育政策課長 永 松 浩 史  
学校人事課長 鎌 本 亮 太  
文化課長 舟 津 紀 明  
施設課長 中 島 一 哉  
高校教育課長 前 田 浩 志  
特別支援教育課長 松 本 英 雄  
学校安全・安心推進課長 岸 良 優 太  
首席審議員  
兼体育保健課長 奥 園 栄 純  
義務教育課長 藤 岡 寛 成  
社会教育課長 福 永 公 彦  
人権同和教育課長 柳 田 壽 昭

企業局

局 長 竹 田 尚 史  
総務経営課長 馬 場 幸 一  
工務課長 伊 藤 健 二  
発電総合管理所長 福 本 政 洋

出席委員(12人)

委員長 高 野 洋 介  
副委員長 河 津 修 司  
委員 岩 下 栄 一

土木部

部長 亀崎直隆  
 総括審議員  
 兼河川港湾局長 村山英俊  
 政策審議監 久原美樹子  
 道路都市局長 宮島哲哉  
 建築住宅局長 小路永守  
 監理課長 森山哲也  
 用地対策課長 下崎浩一  
 首席審議員  
 兼土木技術管理課長 山内桂王  
 道路整備課長 奥山和弘  
 道路保全課長 高橋慶彦  
 都市計画課長 松田龍朋  
 下水環境課長 弓削真也  
 河川課長 仲田裕一郎  
 港湾課長 倉光宏一  
 砂防課長 植野幹博  
 建築課長 上野美恵子  
 営繕課長 折田義浩  
 住宅課長 今福裕一

出納局職員出席者

会計管理者兼出納局長 野尾晴一朗  
 会計課長 杉本良一

監査委員・同事務局職員出席者

監査委員 藤井一恵  
 局長 浦田隆治  
 監査監 天野誠史  
 監査監 坂本誠也

事務局職員出席者

議事課主幹 平江正博  
 議事課主幹 太田弘巳  
 議事課主幹 石野公浩

午前9時57分開議

○高野洋介委員長 皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまから第6回決算特別委

員会を開会いたします。

本日は、午前には教育委員会の審査を行い、午後から企業局及び土木部の審査を行うこととしております。

これより、教育委員会の審査を始めます。

まず、執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま、簡潔にお願いをいたします。

それでは、教育長から総括説明を行い、続いて担当課長から順次説明をお願いいたします。

初めに、白石教育長。

○白石教育長 おはようございます。

令和4年度決算の御説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員会において御指摘のありました施策推進上改善または検討を要する事項等のうち、教育委員会関係の3点につきまして、その後の措置状況を御報告申し上げます。

まず、1点目は、決算特別委員会委員長報告第4の1、共通事項「未収金対策については、信頼関係を築きながら回収を進めることは大切であるが、回収が難しい場合は、公平性の観点から、法的措置を取ることも含めて検討するなど、適正な債権管理と徴収対策に努めること。」という御指摘でございます。

教育委員会では、奨学資金等に対する未収金対策として、滞納発生後の速やかな督促体制の確立、休日、夜間の電話催告や臨戸訪問等による徴収強化、滞納者に対する法的措置、返還免除や債権放棄による不納欠損等の取組を実施しております。

なお、これまで制度の趣旨や返還者の状況等に鑑み、法的措置を取ってこなかったものについても、公平性の観点から、電話や個別訪問を行っても連絡が取れず、文書による催告についても無反応の場合など、回収が困難

な場合には、個々の生活状況等を十分確認した上で、法的措置についても検討し、徴収対策を実施しているところでございます。

引き続き、適正な債権管理と徴収対策に努めてまいります。

次に、2点目は、決算特別委員会委員長報告第4の2「職員の事務懈怠に起因した支払い遅延等について、組織的な進行管理体制やチェック体制を強化し、再発防止に努めること。」という御指摘でございます。

これは、令和3年4月分のファクシミリ利用料金の会計書類の会計課への持込みを失念し、処理が遅れたことにより、支払い遅延を生じたものでございます。

支払い遅延判明後、直ちにファクシミリ利用料金及び遅延利息23円の支払いを行っております。

また、再発防止策として、毎月支払いのあるものについては、事業支出点検表に加えて、毎月の支払い一覧表を作成し確認することで、チェック体制の強化を図っております。

今後も、組織的なチェック体制の強化を図るとともに、適正処理に努めてまいります。

次に、3点目は、決算特別委員会委員長報告第4の11「スクールソーシャルワーカーについて、令和2年度から会計年度任用職員として採用されているが、問題のある家庭や子供に対して適切に対応するためには、継続的な支援が必要であると考えられるので、雇用の在り方も含めて検討するとともに、人員の確保にも努めること。」という御指摘でございます。

家庭環境や社会の変化により学校の対応だけでは難しい事案が増加してきており、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーの支援の需要は高まってきています。

御指摘のうち、雇用の在り方も含めた検討についてですが、県内全域において、できる限り同じ方による継続的な支援を実現すると

いう観点から、会計年度任用職員として任用しているスクールソーシャルワーカーであっても、その配置については、可能な限り継続的に任用できるよう努めるとともに、前年度と同じ勤務地に配置する工夫などを行っております。

また、人員の確保については、毎年、各学校等からのニーズを確認した上で、必要とされている配置時間に対する人員を確保しているところでございます。

引き続き、問題のある家庭や子供に対して適切に対応できるよう、各学校等のニーズに応じた人員の確保に努めてまいります。

続きまして、令和4年度の熊本県一般会計及び特別会計の歳入歳出決算のうち、教育委員会関係の概要について御説明申し上げます。

お手元の決算特別委員会説明資料の1ページ、令和4年度歳入歳出決算統括表を御覧願います。

歳入につきましては、一般会計、特別会計を合わせた合計の予算現額280億1,027万円余に対しまして、収入済額313億2,664万円余、不納欠損額78万円余でございます。

不納欠損額は、育英資金等の奨学金貸付けに係る償還金となっております。

また、収入未済額は1億9,862万円余となっており、主なものは育英資金貸付金の償還金となっております。

なお、予算現額と収入済額との比較33億1,637万円余は、主に育英資金貸付金の申請者が減少したことに加え、返納者が増加したことに伴う繰越金の増でございます。

続きまして、歳出につきましては、一般会計、特別会計を合わせた合計の予算現額1,272億2,287万円余に対しまして、支出済額1,220億6,843万円余、翌年度繰越額29億314万円余でございます。

翌年度への繰越しの主なものとしましては、県立学校の施設整備事業において、設計

変更等による工期延長及び他工事との調整に伴い、設計や工事に時間を要したことなどにより、年度内執行が困難となり、やむを得ず令和5年度に繰り越したもので、現在、その執行に鋭意取り組んでいるところでございます。

また、不用額は22億5,129万円余となっております。その主な理由は、事業実施後の執行残及び入札に伴う執行残でございます。

以上が教育委員会関係の令和4年度の決算概要でございます。

なお、詳細につきましては各課長から説明させますので、御審議のほどよろしく願い申し上げます。

○高野洋介委員長 引き続き、各課長から説明をお願いいたします。

○永松教育政策課長 教育政策課でございます。

決算の説明に入ります前に、本年度の定期監査における指摘事項について申し上げます。

教育委員会は、体育保健課において指摘がございました。対応状況等につきましては、後ほど担当課から説明させていただきます。

次に、時間外勤務の状況について御説明いたします。

教育委員会事務局では、令和4年度の時間外勤務総時間数が4万7,581時間2分、1人当たりの平均時間数が209時間36分となっております。また、令和5年度の4月から8月までの期間では1万7,797時間44分で、1人当たりの平均時間数は74時間46分です。昨年度の同じ時期と比べて、約4時間程度減少しております。

この主な要因としましては、教育事務所における組織体制強化のため、9つある教育事務所に事務職員を1人増員したことによる効果と考えております。

それでは、教育政策課の決算状況について御説明いたします。

説明資料の2ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、不納欠損額はございません。

続きまして、3ページをお願いいたします。

諸収入のうち、雑入でございますが、収入未済額489万4,000円を計上しております。この未収金につきましては、後ほど附属資料で御説明させていただきます。

次に、歳出について御説明いたします。

4ページをお願いいたします。

2段目の事務局費でございますが、課及び室の運営費、熊本県教育情報化推進事業等に係る経費でございます。

不用額の主な内容は、熊本県教育情報化推進事業に係る県立学校のICT教育環境（通信ネットワーク）整備に係る入札に伴う執行残でございます。

次に、5ページをお願いいたします。

上段の教職員人事費でございますが、教職員住宅に係る経費及び教職員福利厚生事業等に係る経費でございます。

不用額の主な内容は、教職員住宅関係工事の入札等に伴う執行残でございます。

次に、附属資料について御説明いたします。

13ページの令和4年度収入未済に関する調べをお願いいたします。

令和4年度の収入未済額489万4,000円につきましては、恩給扶助料の受給者が死亡した後、同居していた子が重度の精神疾患が原因で死亡届等の手続きができず、平成26年1月から平成28年6月までの2年6か月分の過払いが生じたものでございます。過払い金は、全て債務者の生活費として消費されておりました。

経緯としましては、受給者母親は、県外の債務者子と2人暮らしでしたが、平成25年頃

に自宅で死亡、同居する債務者は、精神の疾患から来る妄想のため、母親の死亡を認識できず、平成28年7月に警察により白骨化した遺体が発見されるまで、母親の遺体と同居しながら恩給扶助料を消費して生活していたと警察から報告を受けております。

通常は、住民基本台帳ネットワークにより受給者の生存を確認し、過払い等ないように管理しておりますが、今回は、説明したような状況にあり、死亡届自体が出されなかったため、確認が遅れたものでございます。

警察による発見後、債務者は、精神医療センターに措置入院し、その後は債務者が居住する地域の市役所によるサポートを受け、生活保護を受給して生活している状況でございます。

保護費以外の収入はなく、処分可能な財産もないため、返還請求に応じることができず、未収金となっております。

令和4年度の未収金対策としましては、7月12日に催告書を交付し、債権回収の手続を進めるとともに、生活保護受給証明書を取得するなどにより、債務者の財産状況等の把握を行っております。

債務者本人とは直接交渉ができない状況にございますので、市役所を通じ債務者の生活状況や財産の確認を行うとともに、市役所の協力も得て催告書を交付しております。

教育政策課は以上です。

○楯本学校人事課長 学校人事課長の楯本でございます。

説明資料の6ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、歳出について御説明いたします。

10ページをお願いいたします。

教育総務費の事務局費、教職員人事費及び教育センター費でございますが、主に教育委員会事務局職員の人件費や教職員退職手当等

に係る経費でございます。

不用額の主な内容は、退職者が見込みより少なかったことによる教職員退職手当等の執行残でございます。

次に、11ページの小学校費の教職員費、中学校費の教職員費及び12ページの高等学校費の高等学校総務費でございますが、主に教職員の人件費でございます。

不用額の主な内容は、人件費等の執行残でございます。

教職員給与費につきましては、毎年度、12月1日現在の現員数で所要額を見込み、2月補正を行っておりますが、その後の休職や育児休業の変更等に伴い、執行残が発生したものでございます。

次に、12ページ、2段目以降の全日制高等学校管理費、定時制高等学校管理費及び通信教育費でございますが、これは、高等学校の光熱水費や事務経費等、学校の管理運営に係る経費でございます。

不用額の主な内容は、各学校において、光熱水費や事務経費の節減に努めたことによる執行残でございます。

次に、13ページの特別支援学校費でございますが、主に特別支援学校の教職員の人件費及び学校の管理運営に係る経費でございます。

不用額の主な内容は、こちらも、教職員の人件費の執行残と管理運営費の経費節減による執行残でございます。

続きまして、附属資料について御説明いたします。

1ページの令和4年度繰越事業調べをお願いいたします。

明許繰越しでございます。

まず、1段目の学校施設等におけるクラスター発生防止対策事業ですが、これは、小学校等の教職員に対する抗原検査に要する費用で、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、令和5年度も継続して抗原検査を実施す

る必要があり、繰り越したものでございます。

次に、2段目の県立学校の原油価格物価高騰対応事業でございますが、これは、特別支援学校における給食費の補助に要する費用で、令和5年度も引き続き保護者の負担を増加させることなく給食の質や量を維持する必要がありますため、繰り越したものでございます。

学校人事課は以上でございます。

○舟津文化課長 文化課でございます。

説明資料の14ページをお願いいたします。

まず、歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、19ページの歳出について御説明いたします。

まず、文化費でございますが、主に県立美術館分館指定管理費用、装飾古墳館及び歴史公園鞠智城の管理運営費でございます。

不用額の主な内容は、入札及び経費削減に伴う執行残でございます。

20ページをお願いいたします。

美術館費でございますが、県立美術館本館管理運営費や細川コレクション永青文庫推進事業に係る経費でございます。

不用額の主な内容は、入札及び経費削減に伴う執行残でございます。

次に、教育施設災害復旧費でございますが、これは、主に熊本地震及び令和2年7月豪雨の被災文化財災害復旧事業でございます。

不用額の主な内容は、事業費の確定による執行残でございます。

次に、附属資料について御説明いたします。

2ページをお願いいたします。

明許繰越してございます。

まず、1段目の文化財保存整備事業費と3段目の文化財災害復旧費につきましては、新

型コロナウイルス感染症の影響や労務者や資材の不足により、年度内の執行が困難となったものでございます。

次に、2段目の美術館本館施設改修事業費及び4段目の鞠智城跡災害復旧費でございますが、これは、所管部局との調整等設計に時間を要し、年度内の執行が困難となったものでございます。

文化課は以上でございます。

○中島施設課長 施設課でございます。

まず、歳入について御説明いたします。

説明資料の21ページをお願いいたします。

ここから23ページまでが歳入となっておりますが、歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額はございません。

続きまして、24ページをお願いいたします。

歳出について御説明いたします。

まず、上段から、教育費についてです。

2段目の事務局費でございますが、これは、市町村立学校の施設整備に係る指導監督のための事務費でございます。

次に、4段目の全日制高等学校管理費でございますが、これは、県立学校施設の修繕や点検などの維持管理に要した経費でございます。

ページ最下段、学校建設費でございますが、これは、熊本工業高校ほか49校の県立学校施設整備に要した経費でございます。

25ページをお願いいたします。

上段の特別支援学校費でございますが、これは、球磨支援学校ほか19校の特別支援学校施設整備に要した経費でございます。

次に、下段、災害復旧費の教育施設災害復旧費でございます。これは、球磨工業高校ほか20校の災害復旧に要した経費でございます。

なお、歳入につきましては、不用額が生じた主な理由といたしましては、右側備考欄に記

載しておりますが、入札等に伴う執行残でございます。

続きまして、附属資料について御説明いたします。

附属資料3ページの繰越事業調べをお願いいたします。

明許繰越しでございます。

まず、1段目の校舎新・増改築事業でございますが、これは、熊本工業高校の実習棟改築工事に係る経費を繰り越しております。

3段目以降の県立高等学校施設整備事業でございますが、ここから5ページにかけて、熊本農業高校ほか10校の長寿命化改修設計及び営繕工事などに係る経費を繰り越しております。

5ページをお願いいたします。

3段目の特別支援学校施設整備事業でございますが、菊池支援学校ほか2校の営繕工事に係る経費を繰り越しております。

次に、6ページでございます。

特別支援教育環境整備事業につきましては、球磨支援学校の営繕工事に係る経費、3段目の県立学校施設災害復旧事業につきましては、済々黌高校ほか5校の災害復旧に係る経費を繰り越しております。

これら繰越しを行った事業につきましては、表の右側にそれぞれ理由を記載しておりますが、主に入札の不調によるものや学校活動に支障のない工法や関連工事との調整に時間を要したこと、国の経済対策に伴う2月補正で予算を確保したこと等により、年度内の執行が困難となり、繰り越したものでございます。

最後に、25ページをお願いいたします。

令和4年度県有財産処分一覧表でございます。

これは、旧天草高校天草西高跡地について、入札を行い、法人に売却したものでございます。

施設課は以上でございます。

○前田高校教育課長 高校教育課でございます。

一般会計及び2つの特別会計について、順に御説明いたします。

説明資料26ページをお願いします。

まず、一般会計、歳入について御説明いたします。

歳入については、29ページまでございますが、29ページの諸収入以外に収入未済額はございません。この未収金につきましては、後ほど附属資料にて説明させていただきます。

なお、歳入につきましては、不納欠損額はございません。

次に、30ページをお願いいたします。

一般会計の歳出について、主なものについて御説明いたします。

教育総務費の事務局費でございますが、不用額の主なものは、入札に伴う執行残及び新型コロナウイルス感染症感染拡大による事業未実施での執行残でございます。

31ページをお願いします。

教育指導費でございますが、これは、高校生キャリアサポート事業やスーパーサイエンスハイスクール推進事業等に係る経費でございます。

不用額の主なものは、高等学校等通学支援事業（7月豪雨対応分）の対象補助が見込みより少なかったことや県立学校修学旅行支援事業の支給対象者が見込みより少なかったことによる執行残でございます。

次に、32ページをお願いいたします。

教育振興費でございます。これは、主に奨学のための給付金事業やデジタル化対応産業教育設備整備事業に係る経費でございます。

不用額は、主に奨学のための給付金事業の給付対象者が見込みより少なかったことによる執行残でございます。

2段目の学校建設費でございますが、これは高森高校環境整備事業に係る経費で、不用



額は、入札に伴う執行残でございます。

次に、諸支出金の繰出金でございます。これは県立高等学校実習資金特別会計の繰出金でございますが、不用額は、水産高校実習の経費節減に伴う執行残でございます。

33ページをお願いいたします。

県立高等学校実習資金特別会計でございます。

収入については、不納欠損額及び収入未済額はございません。

次に、35ページをお願いいたします。

歳出について、主なものについて御説明いたします。

高等学校費の農業高等学校費は、農業高校における農産物、畜産、食品加工等の実験、実習及び運営に係る経費でございますが、不用額の主なものは、農業高校実習に伴う実習実施後の執行残、備品の入札に伴う執行残でございます。

次に、36ページをお願いいたします。

熊本県育英資金等貸与特別会計でございます。

まず、歳入についてですが、諸収入については、育英資金貸付金の償還金等でございますが、償還元金と延滞利息を合わせまして不納欠損及び収入未済がございます。

この内容及び未収金対策につきましては、後ほど附属資料にて御説明させていただきます。

37ページをお願いいたします。

歳出について御説明いたします。

育英資金の育英資金等貸付金は、貸与者への貸付金や事務費でございます。

不用額の主なものは、貸付金支給対象者が当初予定よりも少なかったことによる執行残でございます。

次に、附属資料について御説明をいたします。

8ページをお願いいたします。

明許繰越してございます。

定時制・通信制教育修学奨励事業費でございます。

これは、県立高等学校定時制における給食費補助事業において、令和5年度も引き続きき勤労学生の負担を増加することなく、給食の質、量を維持する必要があるため、繰り越したものでございます。

次に、14ページをお願いいたします。

定時制通信制修学奨励資金の収入未済でございます。

まず、1の歳入決算の状況の備考欄に記載のとおり、貸与者の返還金の滞納による収入未済がございます。

収入未済額は、2、収入未済額の過去3年の推移の一番右端になりますが、令和4年度末で101万円となっております。内訳につきましては、3の収入未済額の状況のとおりでございます。

未収金対策としましては、4に記載しておりますとおり、滞納者に対して電話や臨戸による督促を行うとともに、新たな未収金を発生させないよう、学校を通じて返還の必要性について周知を図ってきたところでございます。

次に、15ページをお願いいたします。

育英資金の収入未済でございます。

まず、1の歳入決算の状況の左側の欄を御覧ください。

上から順番に、元金、延滞利息及び年度後返納という表となっております。

年度後返納とは、中途退学等により資格がなくなった後、過払いになったものについて、翌年度以降に返納があったものでございます。

次に、2の収入未済額の過去3年の推移、右側の計の欄を御覧ください。

令和4年度は、収入未済額が1億6,431万4,000円となっております。

内訳は、3の収入未済額の状況のとおりでございます。

人数については、右端に記載しておりますが、元金、延滞利息の滞納が913人、年度後返納が9人、合計で922人となっております。

続いて、16ページをお願いいたします。

令和4年度未収金対策の取組を取りまとめております。

当課では、収入未済額の増大が育英資金制度の存続にも関わる深刻な課題であることから、1の回収業務においては、(1)から(3)により未収金対策、回収に努めております。

次に、2の法的措置の取組では、文書、電話及び臨戸による催告にも応じず、本人や連帯保証人の状況が把握できない長期滞納者に対して、法的措置を行うこととしており、令和4年度は、18件に対して、裁判所から返還を命じていただくよう申立てを行いました。その後も返還をお願いしてきましたが、返還できない理由もないまま、その後の返還に一切応じなかった1件につきましては、強制執行の申立てを行ったところでございます。

さらに、3の不納欠損の実施とともに、4、奨学生の返還意識の醸成により、奨学金を受給する奨学生に対して、自覚を促すための取組を行っているところでございます。

17ページを御覧ください。

育英資金の平成16年度以降の調定額、未収金額の推移をまとめた資料になります。

上段の未収金額等の推移表、一番右側の欄になりますが、収納率を記載しております。

これまで申し上げました取組の結果、令和4年度の収納率は87.5%となっております。これは全国でもトップクラスの数字でございます。

このように、例年高い収納率を維持しておりますが、令和4年度は、未収金が1億6,431万4,000円と、前年に比べ1,871万9,000円増加をしております。

これは、返還開始時点で安定した職になかなか就けていないというケースが例年よりも

多いという印象を受けております。また、新型コロナウイルス感染症による経済状況や昨年からの物価高騰が生活費を逼迫し、奨学金返済に回せなかったということが影響しているということが推測されます。

今後とも引き続き、滞納発生後の速やかな督促を徹底するとともに、過年度滞納分については、繰り返し催告を行うなど、未収金の回収に努めてまいりたいと考えております。

次に、23ページをお願いします。

育英資金の不納欠損でございます。

令和4年度は、右側備考のとおり、3件の不納欠損を行っております。

不納欠損の理由は、奨学生及び連帯保証人が、県の債権について、裁判所による破産免責決定、いわゆる自己破産を受け、回収の見込みがなくなったものによるものでございます。

高校教育課は以上でございます。

○松本特別支援教育課長 特別支援教育課長の松本でございます。

まず、歳入につきまして御説明をいたします。

説明資料38ページをお願いいたします。

歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額はございません。

続いて、歳出について御説明をいたします。

説明資料39ページをお願いいたします。

まず、教育指導費でございますが、これは、主に特別支援教育充実事業、ほほえみスクールライフ支援事業、発達障がい等支援事業に係る経費でございます。

不用額の主な内容は、ほほえみスクールライフ支援事業では、人工呼吸器装着の対象児童生徒が予定よりも少なかったことによる執行残、発達障がい等支援事業では、特別支援教育支援費の人件費等の執行残でございます。

次に、特別支援学校費でございますが、これは、平成31年に開校しました熊本はばたき高等支援学校、令和3年度に開校しましたかもと稲田支援学校、鏡わかあゆ高等支援学校のほか、令和4年度に移転しました天草支援学校高等部に係る県立特別支援学校管理運営費の事業経費でございます。

不用額の主な内容は、新型コロナウイルス感染症感染拡大による事業縮小に伴う運営費の執行残でございます。

続きまして、附属資料について御説明いたします。

9ページの令和4年度繰越事業調べをお願いいたします。

明許繰越しの事業でございます。

県立特別支援学校寄宿舎における舎費支援事業でございますが、これは、県立特別支援学校寄宿舎において、原油価格、物価の高騰による食材調達に係る費用の上昇に伴う舎食費の値上げに対し、保護者の負担軽減を図る経費でございます。

繰越しの理由ですが、令和5年度においても、引き続き保護者の負担を増加することなく、舎食の質、量を維持する必要があるため、繰越しを行ったものでございます。

特別支援教育課は以上でございます。

○岸良学校安全・安心推進課長 学校安全・安心推進課長の岸良でございます。

まず、歳入について御説明いたします。

説明資料の40ページをお願いいたします。

国庫支出金につきましては、不納欠損額及び収入未済額はございません。

次に、41ページをお願いいたします。

諸収入のうち、雑入でございますけれども、不納欠損額はございません。

収入未済額としましては、306万7,000円を計上しております。

こちら詳細につきましては、後ほど附属資料で御説明させていただきます。

次に、歳出について御説明いたします。

42ページをお願いいたします。

まず、教育指導費でございますが、主なものとしては、SC(スクールカウンセラー)活用事業及びSSW(スクールソーシャルワーカー)活用事業に係る経費でございます。

これらは、いじめ、不登校の積極的予防と解消を図るため、学校における教育相談体制の充実や校内研修等の支援を行うものでございます。

不用額を生じた理由は、いじめ防止対策推進事業において、いじめ重大事態の発生に伴う調査が見込みより少なかったことによる執行残とスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの旅費や手当等の執行残でございます。

次に、43ページをお願いいたします。

保健体育総務費でございますが、主なものとしては、日本スポーツ振興センター事業に係る経費でございます。これは、学校管理下で生徒児童等の事故災害が発生したときに災害共済給付金を支払うものでございます。

不用額を生じた理由は、日本スポーツ振興センター事業において、医療費等の支給額が見込みより少なかったことによる執行残でございます。

次に、附属資料について御説明いたします。

18ページの令和4年度収入未済に関する調べをお願いいたします。

2の収入未済額の過去3年間の推移の表を御覧ください。

左側の欄に記載のとおり、収入未済額は、スクールカウンセラー報酬等返還金に係る分でございます。

右側の計の欄に記載のとおり、令和4年度末時点での収入未済額は306万7,000円となっております。

3の収入未済額の状況のとおり、現在、分割による納付を行っているところでござい

す。

次に、4の令和4年度の未収金対策を御覧ください。

上段の経緯に記載のとおり、本件は、県が平成12年に任用しましたスクールカウンセラー1名が資格要件を満たしていなかったことが後日判明したため、任用当時に遡って支払った報酬等の返還を求めているものでございます。

平成16年12月に返還が確定し、一時期は継続的に返還が行われておりましたが、当人が健康不良等により安定した仕事に就労できなくなったことから、返還が長期化しているところでございます。

下段の令和4年度の取組に記載のとおり、分納誓約書に基づき、不定期ではありますが返還されているため、随時就労状況や健康状況を確認しながら、電話及び文書による督促を行ったところでございます。

今後も引き続き、電話等により本人の生活状況等を確認しながら、未収金の回収に努めてまいります。

学校安全・安心推進課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○奥園体育保健課長 体育保健課長の奥園でございます。

まず、定期監査における指摘事項について御説明を申し上げます。

お手元の監査結果指摘事項の資料を御覧ください。

指摘事項は「県民総合運動公園陸上競技場の天井板が落下し、来場者が負傷する事故が発生している。安全点検を行うなど、財産管理を適切に行うこと。」という指摘でございます。

本事故は、本年5月14日に発生したものであり、現地確認や調査の結果、主な原因は、落下事故が発生したスロープ上部の防水シー

トの破損等による雨漏りであることが判明いたしました。

事故発生後の対応状況といたしましては、現地確認において、今回落下した箇所以外にも落下のおそれがある天井板を確認したことから、再発防止のため、一時的にスロープの利用停止やスロープ直下の区域への立入規制を実施した上で、6月までに天井板等の緊急撤去を完了いたしました。

今後は、スロープ部の防水機能を早急に確保するための防水工事を今年度中に行った後、天井板の復元についても検討していくこととしております。

今後このような事故が発生しないよう、指定管理者と連携し、引き続き安全点検の徹底や修繕等の取組、適切な施設管理に努めてまいります。

次に、歳入について御説明を申し上げます。

説明資料45ページをお願いいたします。

就学奨励費補助及び全国中学校体育大会運営事業費補助において、合計202万6,000円の収入未済がございます。これは平成29年度に発生したものであり、詳細につきましては、後ほど附属資料で御説明をさせていただきます。

歳入につきまして、令和4年度は不納欠損額はございません。

次に、歳出の不用額について御説明申し上げます。

説明資料の49ページをお願いいたします。

体育施設費でございますが、主な事業の概要といたしましては、熊本県民総合運動公園や県立総合体育館等の県営体育施設の管理運営費や県営体育施設整備に係る経費でございます。

不用額の内容は、県営体育施設の工事等の入札等に伴う執行残でございます。

次に、附属資料について御説明申し上げます。

10ページをお願いいたします。

繰越事業調べの明許繰越してございます。

学校における感染症対策事業及び子供たちの豊かなスポーツ環境整備事業につきましては、国庫補助事業であり、国の経済対策に伴い2月の補正予算で成立した事業で、年度内に執行が困難となったため、全額令和5年度に繰り越したものでございます。

県営体育施設整備事業につきましては、熊本県立総合体育館の外壁、その他改修工事に関しまして、追加工事の発注及び工法検討に時間を要し、年度内の執行が困難となったものでございます。

なお、いずれの事業につきましても、今年度中の完了を見込んでおります。

最後に、19ページをお願いいたします。

令和4年度収入未済に関する調べでございます。

1の歳入決算の状況、備考欄に記載のとおり、平成29年度要保護児童生徒援助費補助金及び平成29年度全国中学校体育大会運営事業費補助金に収入未済がございます。

収入未済額は、2の収入未済額の過去3か年の推移、各年度の表右側計の欄に記載のとおり、平成29年度要保護児童生徒援助費補助金に6,000円、平成29年度全国中学校体育大会運営事業費補助金に220万円となっております。

この2件の補助金とも、財源の一部となる国庫補助金の請求の手續が期限までにできなかったことにより収入未済が生じたものであり、手續の不備が判明した直後の平成30年5月に文部科学省とスポーツ庁へ直接出向き、補助金の交付について検討していただくようお願いをいたしました。

その後も、毎年継続的に協議や検討をお願いしておりましたが、国からの交付はなく、本年4月に時効期間が完了し、時効が完成いたしました。よって、本年8月に不納欠損処分の手続を完了いたしました。

また、再発防止策につきましては、引き続き、事業点検表を作成し、支出関係帳票とともに、月1回課内全員で確認を行い、執行状況のタイムリーな把握を組織的に行い、チェック体制の強化を継続しており、経理事務に関する研修会も実施し、今後も再発防止に努めてまいります。

体育保健課の説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○藤岡義務教育課長 義務教育課でございます。

まず、歳入について御説明いたします。

説明資料の50ページをお願いいたします。

国庫支出金の国庫補助金等がございますが、そのほか52ページまでが歳入の内容となっております。

歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、歳出について御説明いたします。

説明資料の53ページをお願いいたします。

教育指導費の主な事業は、学力向上対策事業、また、夜間中学整備事業、英語検定チャレンジ事業、ALT活用促進事業、学級経営等支援事業でございます。

不用額の主な内容は、ALT活用促進事業の事業実績減に伴う執行残で、これは、新型コロナウイルス感染症の影響により来日の期日が延期となり、任用期日が短縮されたもの等によるものでございます。

次に、附属資料について御説明申し上げます。

11ページの令和4年度繰越事業調べをお願いいたします。

令和4年度から5年度への明許繰越しの事業でございます。

夜間中学整備事業でございますが、校舎整備に係る設計、工事を一括して発注し、完成年度の令和5年度に支払うこととしたため、令和4年度に計上していた校舎設計等に係る

予算について、やむを得ず繰り越したものでございます。

なお、校舎は、令和6年1月に完成し、4月に開校いたします。

次に、送迎用バス安全装置改修支援事業でございますが、安全装置の装置義務化については、国が昨年10月に取りまとめた緊急対策においても、令和5年4月の施行から1年間の経過措置期間が設けられ、実際にほとんどの施設では令和5年度に安全装置の装備を行うことが見込まれたため、12月補正予算に計上した全額を令和5年度へ繰り越したものでございます。

義務教育課は以上でございます。

○福永社会教育課長 社会教育課長の福永でございます。

まず、歳入について説明いたします。

説明資料の54ページをお願いいたします。

歳入につきまして、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、歳出について説明いたします。

56ページをお願いいたします。

社会教育総務費ですが、主なものとしては、家庭教育支援及び社会教育・生涯学習の振興に関する事業、青少年教育施設の管理運営に係る経費でございます。

不用額は、主に新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う事業縮小及び入札に伴う執行残でございます。

図書館費ですが、熊本県立図書館の管理運営及びくまもと文学・歴史館の運営等に係る経費でございます。

不用額は、主に経費節減に伴う執行残でございます。

次に、附属資料について説明いたします。

12ページの令和4年度繰越事業調べをお願いいたします。

明許繰越しでございます。

青少年教育施設管理運営費ですが、これ

は、あしきた青少年の家のトイレ改修及び本館中庭デッキ改修工事に係る経費でございます。

繰越しの理由ですが、入札不調等により工期が確保できず、年度内の執行が困難となったため、繰り越したものでございます。工事は4月に完了しております。

社会教育課は以上でございます。

○柳田人権同和教育課長 人権同和教育課長の柳田でございます。

まず、歳入について御説明いたします。

説明資料の57ページをお願いいたします。

中段の諸収入につきましては、全て地域改善対策高等学校等奨学資金、いわゆる同和地区の生徒に対して、過去給付または貸与した奨学金に係るものでございまして、17万7,000円の不納欠損を行い、2,313万4,000円が収入未済となっております。

未収金対策及び不納欠損の詳細につきましては、附属資料において御説明させていただきます。

附属資料の21ページ、令和4年度収入未済に関する調べをお願いいたします。

1の歳入決算の状況の備考欄に記載してありますように、この未済は、全て地域改善対策高等学校等奨学資金に係る貸付金等の未収金でございます。

下の2の収入未済額の過去3か年の推移のとおり、収入未済額につきましては、年々減少しております。

続いて、22ページをお願いいたします。

3の収入未済額の状況であります。右側合計欄に記載のとおり、貸付金返還金の未納者と中途退学による返納金の未納者を合わせ105人となり、その原因別内訳は表のとおりでございます。

なお、右側、その他につきましては、破産により免責が確定しております案件で、回収の見込みなしとして今後不納欠損処理を行う

予定であります。

次に、下段の4の令和4年度の未収金対策であります。1、取組内容の過年度分の取組としましては、未収金特別対策として、県単独または関係市町村の担当者と合同で個別訪問を実施し、未納者世帯の生活状況等の把握と状況に応じた返還指導を行いました。また、教育庁顧問弁護士に催告状況の報告や法的手続きについて相談を行いました。

下の2の取組成果の過年度分について、県外在住の非協力的な未納者1件につきまして、個別訪問時の差置書によって未収金の全額回収に至ったケースもございます。

未収金総額につきましては、前年度末、2,499万2,000円から2,313万4,000円となり、185万7,000円縮減することができました。

次に、24ページ、令和4年度不納欠損に関する調べをお願いいたします。

この不納欠損も、地域改善対策高等学校等奨学資金貸付金の未収金に係るものであります。今回は、奨学生本人の死亡による事由で、全部免除に当たるものであります。

人権同和教育課は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○高野洋介委員長 以上で教育委員会の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料名並びにページ番号を述べてからお願いをいたします。

それでは、質疑はございませんか。

○城下広作委員 最初に、監査結果報告の指摘事項のことでちょっと確認をさせていただきます。運動公園の競技場の天井落下の件でございます。

ここの管理は日頃は指定管理者なんですけれども、定期的な点検なんていうのは指定管理者の方はされているのか。どのぐらいの頻度でされているのか。例えば、ああいう建物

ですから、専門的な人が見ないとなかなか分からない部分があるけれども、指定管理者には、そういう形の、ある意味では能力というか、そういうことはちゃんと体制としてあるのか、そこだけちょっと確認です。

○奥園体育保健課長 体育保健課でございます。

指定管理者におきまして、日常、園内の巡視、施設等の破損等の異常がないかというのを目視によって点検をしております。点検については、非常に慎重にさせていただいております。そのほか、法定点検を3年ごとに実施をしているところでございます。

技術的に能力が、というお話でございましたけれども、目視等の定期的な点検等をきちんと実施はさせていただいております。今回の場合は、その目視では気づかなかったところでの事故が発生したというような状況でございます。

○城下広作委員 結果的には、専門家に見ていただいて、ここの漏水箇所が落下の原因になったというのが分かったということで、それは、日頃はそこまで専門の人がいるというのはなかなか難しいと思うんですけども、ただ、やっぱりこういう形で、たまたま腕だったけれども、頭の上だったらまだもうちょっと大きい事故になっていて、ある意味ではもっと報道的に騒がれていたかもしれないし、生命の危険もあったかもしれないので、当然、指定管理者の方は、やっぱり建物をいろんな形で点検するときには、目視をしっかりとやっていただき、もしかしたらという危険があるときには、専門家にいろいろと適宜確認するようなことも、この点検の中では今後大事な部分じゃないかなと。

それは、学校施設、いろんなところも含めて、そういうようなことがどこでどうあるか分からぬから、これはしっかりと用心してい

ただきたいというふうに要望しておきたいと  
思います。

もう1つ、続けていいですか。

○高野洋介委員長 どうぞ。

○城下広作委員 すみません。31ページ。

ちょっと執行残で教育指導費の部分で、県立学校の修学旅行の対象補助が見込みが少なかったというのは、これは、コロナで修学旅行をやめたとか、そういうようなことでこれは大幅に減だったということなんですか。確認です。

○前田高校教育課長 今御質問いただいた件に関しましては、昨年度、修学旅行は逆に実施をできまして、要するに、事前に万が一中止になったときのを補完するための予算として取っておったんですが、実際実施ができましたので、ほとんど使わなかったということになります。

○城下広作委員 分かりました。了解でございます。

○岩下栄一委員 奨学資金等の未収金対策ですけれども、奨学金出すときに、誓約書を取ったりすることはないんですか。

○前田高校教育課長 奨学資金を貸付けする場合には、必ずそういう誓約書等を取っております。

○岩下栄一委員 それで、返還免除なんていうのは存在するんですか。

○前田高校教育課長 返還の免除というのはないんですが、先ほど申し上げたとおり、未収金対策をしていく中で、どうしても、いわゆる自己破産等をなさって回収が難しくなっ

た場合には、不納欠損という形では対応をしております。

○岩下栄一委員 学校長は関係しないんですか。

○前田高校教育課長 これは、学校のほうに実際生徒さん、保護者さんは申請をしていただいて、学校を通じて私どもと学校とやり取りしながら貸付けを行っているというものでございます。

○岩下栄一委員 校長あたりが保証人みたい

にやってくれればいいんですがね。  
（「それはなかなか……」と呼ぶ者あり）

○高野洋介委員長 感想でいいですか、それは。

○岩下栄一委員 はい。

○高野洋介委員長 はい。分かりました。

○岩下栄一委員 もう1点、いいですか。

○高野洋介委員長 どうぞ。

○岩下栄一委員 文化課ですけれども、収蔵庫って名前はありましたかね。

○舟津文化課長 文化課でございます。  
文化財資料室というものが熊本市城南町に  
ございます。

○岩下栄一委員 以前、熊本市渡鹿に収蔵庫  
というのが存在しましたね。ああいうのは、  
もう廃止されたんですか。

○舟津文化課長 文化課でございます。  
以前渡鹿にございましたものが、現在移転



をいたしまして、文化財資料室という名称で考古資料の収蔵等を行っているところでございます。

○岩下栄一委員 1回見学に行ったけれども、何か茶碗のかけらみたいなやつがいっぱい積んであって、これは文化財の保護に何か関係あるかなとは思ったことがありましたけれども、素人として。

○高野洋介委員長 それは質問ですか。どういう趣旨……

○岩下栄一委員 文化財だからといって、永遠にいつまでも収蔵しとく必要があるのかということですか。

○舟津文化課長 文化課でございます。

実際、現在の資料室にも、土器の破片のようなものを多数コンテナで保管をしている状況にありまして、それぞれの発掘調査の結果を報告としてまとめるために保管をしているという状況でございます。

○岩下栄一委員 形として報告書か何か残るわけですね。

○舟津文化課長 文化課でございます。

はい。発掘調査を行った結果は、最終的に報告書という形で刊行いたしております。

○岩下栄一委員 分かりました。

○池永幸生委員 関連してですけれども、高校の校長が保証人はちょっと難しいかと思えますけれども、やはりその制度があるのに滞納があるという、未収金があるというのは、やはり少し甘いのではなからうかなと。

やっぱりその厳しさをもってするならば、回収するにもやっぱり職員さんたちの労力が

要るわけですから、そこも考えたときには、少しやっぱり厳しくする必要もあるのではなからうかなと思います。

○前田高校教育課長 今御指摘いただいた件ですが、私どもとしても、精いっぱい、電話だけではなくて、実際におうちにお伺いして、お帰りになられるのを待って話をさせていただく臨戸というものも含めて、できる限りのことはやっております。

もう1つ、いわゆる今から返還をする生徒、高校生とか大学生の段階で、返還する前に、必ずもう1回この制度はそもそもどういうもので、これが後の熊本県の子供たちを支えていくものだということをしっかり認識をしていただいて、お返しをいただくようお願いをしているところでございます。

○池永幸生委員 というのは、事故があったり、都合があったりしてやっぱり回収が難しい点はあるかもしれませんが、やっぱり最初の入り口を厳しくすることで返還可能ではなからうかなと思いますけれども。

○前田高校教育課長 しっかり今後もそこに関してはまた改めて努めてまいりたいと思えますが、なかなかこの段階でお答えは……まあ、今精いっぱいやっていることを引き続き続けさせていただきたいとは思っているところでございます。

○溝口幸治委員 関連して、今厳しくという話もありましたけれども、ずっとこの議論は何回も決算委員会のたびにやっていますけれども、厳しくすれば済むというものではないので、そこは今でもきちっと審査基準を設けてやっているというふうに思いますので——ちょっと池永先生と反対の意見になりますけれども、厳しくするのではなく、起こった後にきちっとやるということと、今おっしゃっ

たように、これも何度も決算委員会に出ていますけれども、そもそものこの意義というものをしっかりお伝えいただく。それでも返せないというケースは、確かにやっぱり出てくると思うんですね、人生いろいろありますので。だから、そこはきちっと対応して、そこを把握していくというのが大事だと思います。

それと、これも毎回言われていますけれども、悪質というふうに、これはもう全然駄目だなと、ちょっと誠意が感じられないなということについては、厳しく対応するというのが基本だと思いますので、その方向で考えていただいていると思いますけれども、引き続きよろしくお聞きしたいというふうに思います。

○前田高校教育課長 ありがとうございます。しっかり受け止めて、今後も頑張っています。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

○城戸淳委員 40ページをお願いいたします。

冒頭に教育長からスクールソーシャルワーカーの話がありまして、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー活用事業として補助されておりますけれども、このスクールソーシャルワーカーの、まあ令和4年でもいいですけども、支援件数と、それとどういった内容だったかをちょっとお聞きしたいと思います。

○岸良学校安全・安心推進課長 学校安全・安心推進課でございます。

ちょっと、すみません、件数という形ではないんですけども、時間数みたいな形での答えになるんですけども、スクールソーシャルワーカーであれば、令和4年につい

て、小中学校で23人のスクールソーシャルワーカーに活動いただきまして、延べ時間で約2万時間ほど活動いただいています。県立学校については、令和4年につきましては、8人のスクールソーシャルワーカーに活動いただきまして、延べ7,500時間ほど対応いただいております。

人数で言えば、小中学校は、実数1,488人ほど支援をしており、県立学校については、児童生徒数で411人支援をしています。

いろいろ家庭環境の問題を抱えている事案でありましたり、医療や福祉への連携が大事な事案、あるいは本来つながるべきなのにまだそういう関係機関につながっていない事案に対して、子供、家庭、その両方にアプローチしながら支援を行っているというところでございます。

以上でございます。

○城戸淳委員 今人数も言われましたが、やっぱり増えている形と、非常にこれは重要な問題だなと思って。特に、貧困だったり、いじめだったり、虐待だったり、不登校という、そういう部分が非常にこれは関連して、もちろんソーシャルワーカーも大事だし、配置時間もこれから拡充されるのでしょうか。

○岸良学校安全・安心推進課長 学校安全・安心推進課でございます。

我々としても、こちらのやっぱり非常にニーズが高まっているというところは感じておるところであり、配置の増に向けて、国及び財政部局に対してしっかりコミュニケーションを取りながら、支援の充実を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○城戸淳委員 配置時間の拡充もぜひしていただいて、この問題はやっぱりこれからまだ広がっていくと思いますので、ぜひともよろ

しくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○鎌田聡委員 ちょっと関連するかあれですけども、42ページですね。

スクールソーシャルワーカーもそうですけれども、不用額でいじめ防止対策推進事業で、発生に伴う調査が少なかったということでも不用額出ていますけれども、ただ、実際のところ、最近やっぱり学校で、大津高校も、何か湧心館も先般出ていましたけれども、やはり学校からこの教育委員会への報告、これできてなかったとか、そういった事例が多かったと思いますけれども、スクールソーシャルワーカーの把握も含めて、きちんと学校が把握しているのであれば、教育委員会もきちんとするような、そういった指導の徹底を今後やっていかなければいけないと思いますし、そしてまた、学校でなぜ止めているのかということも、やっぱり教育委員会に出せば何か大変なことになってしまうという、そういったおそれもあると感じていらっしゃるかと思います。

それはまた逆の問題だと。早期にやっぱりいじめについては、なくしていく、そして解決していく、これが必要だと思いますけれども、その辺の対応はいかがなんでしょうか。

○岸良学校安全・安心推進課長 学校安全・安心推進課でございます。

今御指摘の点につきましてですけれども、例えば、先般の起こった事案の中では、7月に学校が事案を把握したものが、9月まで報告がなかったという事案もございまして、そういうものについては、当該校には個別に指導しておりますし、また、先般、教育長のほうから県立学校に対して、臨時校長会を開催した際に、子供のSOSをしっかり拾って組織的に対応するよという趣旨の講話をしていただいて、指導したというところは報道

等でもあったところでございます。

また、同種のことについて、小中学校段階についても同様ですので、教育事務所を通じて、各市町村に対して周知徹底を図っているところでございます。

また、子供たちがそういう声を上げられるように促していくあるいは周りに相談できるようにしていくという観点でも、教育長メッセージを発して、県のホームページにも掲載し、また、各学校にも周知を図ることで、子供たちも、自分の中で抱え込まないように、周りに相談できるように促していくということをやっております。

この点につきまして、我々としても、SOSの出し方教育という観点でプログラム集というのを現在作成を進めており、そういうものを通じて子供たち、また学校に対して、SOSの発信、また、SOSの受け止め、あるいは組織的対応ということについて、指導、助言を進めておるところでございます。

以上でございます。

○鎌田聡委員 ちょっと最近そういった事案もあり、そしてまた、なかなかいじめられた子供からの声がやっぱり上がりにくい、表面化しにくい、そういった事例もありますので、双方のいろいろな関係を保護していく部分もありますけれども、やはりちゃんと上げられた声についての的確に対応していただきたいというふうに思いますので。

この前の湧心館の何か教頭が修正するやつを、虚偽の報告をしていたとか、保護者に何か修正とか、調査報告を削除していたとか、そういったことも報道されておりますので、そういうことがないように、ちゃんと子供たちに寄り添って、しっかりとこういった——もう何回も何か繰り返されているような気がしますので、再発しないような対策を徹底して行っていただくようお願いしたいと思います。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

○岩中伸司委員 当初説明いただいた時間外勤務の問題ですけれども、最初の数字を見て驚いたんですが、全庁、全部の説明をいただいたら、4年度の部分と今年度、5年度の4月から8月までは74時間ということで、若干改善はされているなというふうな印象を受けたんですが、これは、熊本に限らず、全国的に教職員の時間外労働というのは大きな問題となっていますので、このままいけば恐らく、私も分からないんですが、この数字から見れば、これから先、年度末が超過勤務というか、時間外勤務が多くなっていくということに理解していいですか。これはどこが、担当はちょっと分かりませんが、この数字だけ見れば、これから先よりも……

○永松教育政策課長 教育政策課でございます。

岩中委員の御指摘なんですけど、実はこの時間外の勤務状況は教育委員会事務局のほうを示しております、学校のほうは、すみません、ちょっとこの中には反映されておられません。

○岩中伸司委員 失礼しました。

○楯本学校人事課長 学校人事課でございます。

学校現場での時間外等の状況でございますけれども、今委員から年度末に向けてどうなのかというお話がありましたけれども、これは、昨年度のデータで月別に時間外が何月ぐらいが一番多いかというのを見ますと、例えば10月あたり、これはやっぱりどうしても学校で体育祭とか文化祭とかいろんな行事があるかと思っておりますけれども、この10月あたり、秋あたりが一番多くなっておまして、

当然一番少ないのが8月ということで、夏休み期間中というようなデータが出ております。

年度末も比較的多い傾向にありますけれども、それについては、こちらから各学校にお願いしていただいているのは、いわゆる行事関係は、働き方改革の一環として、行事の精選ということで、本当に真に必要な行事かどうかあたりの見直しであったり、あるいは特定の職員に偏りの時間があったりする場合は、事務分掌を見直したりというような促しをしておりますので、そういった形で今後も学校のほうには働きかけていきたいというふうには思っております。

○岩中伸司委員 よろしくお願ひします。

○溝口幸治委員 14ページの文化課の美術館観覧料、それから、関係してくるのは20ページの美術館管理運営費のところ、ここ1～2年、県立美術館、とても何か攻めているなというか、頑張っているなという感じを受けています。コロナ禍でしたけれども、結構観覧者数も多い企画展をやったり、年明けは土方歳三資料館とのコラボでということで、ツイッターなんか見ていると、物すごくバズるんですよ。

県立美術館の宣伝も相当いくんですが、こういうものって、いろいろな有名なやつとかよそから持ってくると、それなりに観覧料増えると思うんですけども、この増えた分というのは、この運営費に翌年度何か反映というか——要は稼ぐわけですよ。稼いで、いいやつをやればどんどん観覧料は増える、その増えた分が次の年の運営費にはどう反映をするのかというのをちょっと教えていただきたいと思います。そういうのは、もう全く関係ないのか。

つまり、どういうことを言いたいかということ、職員の働き方改革にもつながるんですけど

れども、頑張れば報われる、頑張れば評価をされるということだと、職場環境というのはよくなっていくんですけども、頑張る人も頑張っていない人も同じ評価だと、頑張っても頑張らなくても同じですよ、予算はってなってくると、なかなかモチベーションのアップにはつながらないので、できればその頑張った分がきちっと運営費なり、次の年にまた攻められる材料になるシステムになっているかどうかというのを確認したいということです。

○舟津文化課長 ありがとうございます。少しお答えが難しいところがございますが……

○溝口幸治 文化課じゃないかもしれない。ひょっとしたら教育政策課とか人事課とかかもしれないけれども。

○舟津文化課長 私が承知している範囲でお答えしますと、頑張って特別展とか企画展を行っているところではございますけれども、実際にはなかなか観覧料収入だけでそういった展示が実施をできるという状況にはございませんので、やはり民間企業の皆様の御協賛とかをいただきながら、そういった企画展示を行っているというのが実情であると承知しておりますので、観覧料収入が増えるということは、予算要求に当たった後押しといたしますか、そういう面ではプラスに働く要素はあると思いますけれども、即来年度の運営がより豊かになるといいますか、そういった状況にはないと思います。

○溝口幸治委員 協賛企業を募ったりして資金を集めるのも当然そうなんですけれども、そういうのも含めて、やっぱり職員の熱量とか、そういうものが企業にも伝わっていくわけですので、これは、やっぱり頑張った人が報われるとか、頑張っている施設、美術館だけじゃなくて、ほかにもありますよ

ね。そういうところの頑張ったものがきちっと反映できるようなシステムをぜひ考えてほしいと思います。

もう1点、私、昨年、議長のときにいろいろなところに行かせていただいて、美術館を結構よその県のも見てきたんですけども、美術館でやっぱりきちっと稼げる場所というのは、レストランがいいんですよ。調理ができて、やっぱりそれなりのシェフ、ここはこういうのがおいしいというのがあって、いわゆる美術と食、やっぱりここが結びついて結構観覧者とか、そういうのも多いのかなと思いました。

で、熊本県の場合、ここの議会事務局、議会も一緒ですけども、なかなか制限があって、ここで調理ができない、温めるだけとかでなってくると、とても厳しくなってくるんですが、それを指摘すると、いやいや、美術館は火は使えませんとかいろいろ理由がつくんですが、本当にそうなのかどうか、どこまでやれるかどうかというのをぜひ検討いただきたいということと、やっぱり今クラウドファンディングとかいろいろあって、美術愛好者もたくさんいますので、例えば刀剣女子とかいって、去年の刀剣もすごくお客さん来ましたよね。だから、そういうネットワークで新たにクラウドファンディングとかで集めるとか、そういうことも考える時期に来ているんじゃないかというふうに思いますので、発想の転換をぜひやっていただきたいというふうに思います。

答えができるなら答えてください。できないなら要望で結構です。

○舟津文化課長 文化課でございます。

温かい応援メッセージだと受け止めてございます。

レストランにつきましては、詳しく御存じのとおりでございますので、すぐに火が使えるような状況にするということは正直難しい

面はございますが、ただ、施設も老朽化してございますので、今後、その改修であるとか、いろんな施設整備等を行っていく中で、重要な課題として検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○溝口幸治委員 もう1点、いいですか。

○高野洋介委員長 どうぞ。

○溝口幸治委員 すみません。続けてもう1点。

教職員の旅費関係にも関わってくるんだと思いますが、昨年、私、モンタナに行かせていただきました。実は、5年前も、当時の岩下議長の代理で行かせていただいたんですが、そのときは鎌田先生とか城下先生も一緒に行きましたけれども、国際課にいる職員さんが同行して、その方は高校の先生だったんですね。今回、5年ぶりに行くときにも、その方にも行っていただいたんですが、海外に行くという旅費がとても今貧弱になっていて、モンタナとは40周年だったんです、去年。40年の間、過去には結構モンタナに行ったという学校の先生というか、県の職員も含めて学校の先生も結構いたんですが、最近、やっぱり旅費が厳しくて、モンタナに行った経験のある先生がだんだんいなくなっているんですね。

そうすると、これから45年、50年というふうにつないでいくときに、やっぱり非常に厳しくなるんじゃないかなと思いますので、ここはやっぱり教育委員会として、戦略的に海外に英語の教員だと思いますけれども、そういう人を派遣できる体制を旅費できちっと確保していく。これは、5年ごとじゃなくて、今年も行っていますもんね。国際課は行っていますけれども、その方も教員なので、それなりのスキルはあるんでしょうけれ

ども、やっぱり教育委員会からも行けるようなシステムをつくっていく。

特に、英語とか外国語を教える先生というのは、やっぱり海外に行って、海外の空気を吸ったり、海外でそのトレーニングをしてくるというのは非常に大きな意味もあるし、例えば、5年勤めたらとか7年勤めたらそうやって海外に行く権利ができるよということで、また職員のモチベーションも上がるのではないかと思いますので、戦略的に人事課あるいは政策課あたりでそこは考えていただきたいと思いますが、今のところ、多分全くモンタナ関係、そういう思想はないんじゃないかと思いますので、ぜひお願いをしておきたいというふうに思います。

答えられたら答えていただいて。

○藤岡義務教育課長 義務教育課でございます。

今溝口委員おっしゃったとおり、やっぱり英語の教員が生英語に触れるといいますか、実際その現地に行って学ぶということで、その本人の見識の高まりというのは、そのことが指導力の向上につながるというふうに認識しているところでございます。

今年度、高校生のアメリカ、モンタナへの派遣等を実施いたしまして、高校生18人、それと先生方3人、まあ3人だけでしたが、派遣をさせていただきました。

今後は、海外への留学であったり、また、海外への研修等々含めまして、しっかりと検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

○溝口幸治委員 あえてここで申し上げたのは、何ていうかな、マスコミは、海外へ行くと、海外費に幾らかかったとか、要らぬ情報まで書くわけですけども、やっぱり県庁職員とか学校の先生たちって、どんどん行って、その経験をやっぱり子供たちに伝えてい

くというのは大事なんですよね。

だから、ここは、もう何も臆することなく、我々からもそういう提案があったということで、海外に行くのも、どんどんやっばり行く、そういう時期に来ているんだと思います。英語教育は物すごく大事で、日本一の英語教育をやっていくということで知事のマニフェストにも出したわけですから、そのためにはやっぱり教える先生たちが行くということが大事なので、どんどん予算を要求して行ってください。

以上です。

○城下広作委員 繰越事業のところ、8ページと9ページ。

定時制とか通信制の給食費補助の件、また、特別支援学校寄宿舎の舎費補助金。質、量を維持するために繰り越した形で、昨今まだまだ、特に食料品なんかも物価高騰で、この繰越しの部分で、やっぱりある意味では金額がまだ上回るぐらいの物価高騰があるんじゃないかなと、あっているんじゃないかと思うんですが、この辺の考え方はどうなんでしょう。

○前田高校教育課 すみません。今、8ページのほうに上がっております金額は、4月に入学してすぐ始まるものですから、その4月の年度当初を支えるための予算ということで、今の御意見をいただきながら、またしっかりそこは見ていきたいと思えます。やはり物価高騰があるというのは、私ども感じているところでございます。

○城下広作委員 やっばり大事なこの供給といますかね、対象者にとってみれば、この給食というのは大変大事な部分で、やっぱり質はある程度確保してあげなきゃいけないでしょうし、やっぱり予算が足らなければ、しっかりと増額をしていくというか、要求して

いく、これは大事なことではないかというふうに思います。

もう1つ、11ページ、よろしいですか。

○高野洋介委員長 どうぞ。

○城下広作委員 安全装置の義務化の件でございます、送迎バスの。

これは、送迎バスの安全って、具体的にはどういう部分の内容だったんですか。ちょっと確認というか、教えてください。

○藤岡義務教育課長 これは、いわゆる送迎用のバスに——以前事故がありました、子供たちが置き去りにされないような装置、ブザー方式、センサー方式、いろいろ大きく2種類あるようでございますが、その装置をバスに設置するという、それに対する助成金でございます。

○城下広作委員 保育園とか幼稚園にはこのバスが大事なんですけども、これは、小学校、中学校にブザーをつけるというのが、取り残されて、おいおいと言えはすぐ分かる年代だけど、小学校、中学校にそのブザーの分が要のかなと思うんですけど、それはどうですか。

○藤岡義務教育課長 今、国のほうで基準を示しております、幼稚園、保育園、また、こども園等につきましては義務化でございますけれども、小学校、中学校につきましては、任意の設置ということになっているところでございます。

○城下広作委員 何回も言いますが、保育園、幼稚園は、取り残されて、あれがどこにあるかで、これを押しなさいと言ってもなかなか難しい話だけど、小学校、中学校だったら、大体取り残されたとなったら、自分

でこう、何ていいですかね、意思表示というか、何かしらできるんじゃないかと。うっかり寝ていて、後で気づいて鍵閉まっと思ったから、ブザーを押すとびゅーと聞こえるからいいということの考えなんでしょうね。この辺がちょっとどうなのかなと思うけれども、これは仕方ないですね、国が予算つけとるわけだからね。

分かりました。それはそれで、どこまで——だから、そういう意味で何かこうつけるつけないというのが、皆さんちゅうちょされているのか、それとも、全く部品がないから、時間をまだ猶予措置の間、いろいろ考えているのか、これはどうなんでしょう。

○藤岡義務教育課長 これも市町村によっても違うようでございます。

先ほど申し上げましたとおり、保育園、幼稚園等につきましては、もう義務化でございますので設置をするということと、小学校、中学校につきましては、この安全装置をつけたから完璧であるというところではなくて、委員おっしゃったように、特に小学校、中学校につきましては、自分で申し出るといういますか、危機管理能力等も含めまして、そこも含めた指導等を小中学校行っておりますので、その進捗状況等により市町村のほうの判断で設置するとかされないというふうな御判断があるのかなというふうに思っているところでございます。

○城下広作委員 まあ、最終的にはブザーがあるから取り残すといけないけれども、運転手とか、いろいろ添乗をする人が確認するというのが一番基本でございますので、本当にブザーをつけたからどうだこうだというよりも、まずは確認をするという作業にしっかり指導性を持っていただきたいと。答えは要りません。

○吉永和世委員 高校教育課ですかね。各高校の魅力化について取り組んでいただいているということで、定員割れを起こす高校、また、その地域にとっても大変期待をする、大変大事な事業だというふうに思うんですけども、そこら辺、今取り組んでいるところもあれば、まだそこまでいってないところもあるんでしょうけれども、主な成果というか、何かそういったものがあればちょっと教えていただければなと思うんですけども。

○前田高校教育課長 御質問の件ですが、令和2年度に県立高校の今後の在り方について検討委員会を、外部の方に入らせていただきまして、令和2年度末から令和6年まではしっかり魅力化に取り組むということで、現在取り組ませていただいております。

その中で、やはり一番最初に出てくるのは、どうしても高森高校のマンガ学科、まあ学科の改編という形でいきますと、そこということになります。

また、今後、今実際動いておりますのは、例えば市町村あるいは民間の方と連携協定を結んで、それを軸に学校の活性化というのに今取り組んでおまして、実際には連携協定を結んだところとしては、菊池市もそうですし——菊池は市と学校ということになりますが、上天草高校が、上天草市、それから地元御出身の企業さんと3者連携を結んで取り組んでいる例、それから、昨年度末には天草工業高校が、天草市のまちづくりの中で、やはり東京の民間企業を天草が誘致されて、その民間企業さんと天草工業高校で、コンピューターグラフィックについて学びを深めていけないかというような連携協定を結んでいるところです。

まだ、今結んでいるというか、動き始めているところですので、これからということになりますし、また、半導体の事業が今非常に県全体の話題になっておりますが、水俣市の



ほうにある民間の企業さんも御支援をいただいておりますので、そこもまた水俣市と協議しながら、しっかり今後組立てをしていきたいと今考えているところでございます。

今、私どもで抱えているものでの成果ということは、おおむね以上ということになります。

○吉永和世委員 高森高校が地域と一体となって、また、企業と一体というか、連携取りながらすばらしい今成果を上げつつある、さらに成果を上げていただきたいと思うんですが、よき事例として非常に高い評価ができるのかなと思うんですけれども、地域性がある、いろいろ地域の行政あるいはそこにある企業、民間との連携ということで、その地域の中にある企業と行政、高校が一体化してやるというのは非常にいいことだと思うので、それをやろうとする高校というか、それをもって魅力を図ろうとするのであるならば、ソフト、ハード含めてしっかり支援をやるべきだと思うんです。

ですから、ただソフトだけで考えるんじゃなくて、しっかりとハードも含めた中で、しっかりそういう意味での魅力化というのを目指すということで取り組んでいただければと思うんですけれども、そこら辺、どっちかというソフトというようなイメージがあるんですよね。どうしてもね。それはもう仕方ないのかもしれませんが、しかし、これからやっぱりしっかりと本当の意味での魅力化を図っていくとするなら、それはもう地元の行政とも連携を取りながら、県だけが負担するとかではなくて、やっぱり県も民間もあるいはその地元自治体という、そういった中でやはりハード面に対する支援というか、そういったものを考えながらやっていくべきだと思うふう思うんですけれども、そこら辺の考え方はどう思われますか。

○前田高校教育課長 先生からお話しいただいた件ですが、知事がおっしゃるとおり、私どもは、いわゆる教育課程という、学校の中でどのような学科をつかって、どのようなコースをつかって、どのような学びを進めていくかというのがどうしても今まで中心で、いわゆるソフト面での部分が大きかったと思っております。

ハード面に関しては、やはり県の予算全体の中でどのようにハード面をつくっていくかということになると、なかなか私どもだけじゃなくていろんな課とも協力しなければいけませんので、この場でなかなか明確なお答えは難しいんですが、先生おっしゃっていただいたとおり、市町村ともしっかり連携して、市町村と私どもとでタッグを組んで、そこに民間の企業さんにお力を貸していただきながらという形で、今後そういう形を進めていけるように頑張りたいと思っております。

○吉永和世委員 よろしくお願ひします。

○西山宗孝委員 すみません。12ページ、学校人事課に少しお尋ねしたいと思っておりますけれども、2段目で不用額が7,300万計上してありますが、この限られた予算の中で予算要求から執行まで気配りしながら執行されると思うんですけれども、この欄には、不用額を生じた理由が——ほかにもたくさんあったやつの入札執行残であるとか、そういった具体的な表現がしてあるんですけれども、あるいはコロナ関係の状況で、令和4年度の決算ですので、これについて、全日制高等学校の運営費の節減などによってこれだけ残が生じたという理解をしておりますけれども、もう少し詳しく教えていただければと思います。

○鉦本学校人事課長 学校人事課でございます。

全日制高等学校、定時制高等学校の執行残でございますけれども、これは、基本的にはその学校運営費ということで、例えば、いわゆる光熱水費とか、日常の学校運営に必要な経費、これが予算的にはかなりの額を占めておりまして、それをやはり各学校で、例えば電気代も今高騰している中でございますので、そういった部分を節約いただいたりとか、そういう形の積み重ねといいますか、そういうことで、各学校側の努力によって最終的には残が生じたというところでございます。

当然、例えば電気代についても、過度に抑えてほしいとかはこちらから言ってないんですけども、各学校でそのあたり工夫しながら運営をしていただいた結果、結果としてこの残が生じたというようなところが実情でございます。

○西山宗孝委員 ありがとうございます。

そういった数字がこれだけ節約できたということは、非常に評価される内容だと思うんですよね。これについては、ほかの部署にもぜひ反映していただいて、非常に参考になる数字じゃないかと思っておりますので、よろしく反映していただければと思います。

○荒川知章委員 1点だけ、すみません。附属資料の18ページで、スクールカウンセラー1名が資格要件を満たしていなかったことが後日判明したためとありますけれども、これは、採用の段階で証明書みたいなのは提出をしなくていいのでしょうか。

○岸良学校安全・安心推進課長 学校安全・安心推進課でございます。

こちら、ちょっと古い事案ではあるんですけども、当時に関しては、県内に臨床心理士の有資格者が今よりもなお少なく、カウンセラーの確保に苦労していたという事情があ

ったので、当時は、県の臨床心理士事務局への電話をもって資格の確認をしていたというような運用でございましたから、本人から何か資格証明書みたいな、写しの提出を求めるみたいなことをその当時はしておりませんでした。

この件の反省を生かしまして、平成14年度から毎年、スクールカウンセラーに対しては、臨床心理士の資格認定証の写しの提出を求めるとともに、日本臨床心理士資格認定協会事務局に対して、臨床心理士の有資格者か否かの確認作業を徹底して行うようにして、再発防止に努めているところでございます。

以上でございます。

○荒川知章委員 ありがとうございます。

○鎌田聡委員 すみません。22ページ、施設課の下から2つ目に、校長宿舍等貸付料というのがございますけれども、これは、結局校長宿舍に入ってもらっている家賃なんですかね。

○中島施設課長 校長宿舍の家賃とを考えていただいて——大体月額で1万2,000円ぐらいを平均で頂いております。

○鎌田聡委員 で、あと、その維持管理料というのは、どっかで歳出で出るんですよね。いろいろメンテナンスかけたり、宿舍の。

○中島施設課長 施設課でございます。

校長宿舍の維持管理経費につきましては、施設課のほうで都度対応しております。

○鎌田聡委員 ちょっと前も尋ねたんですけども、校長宿舍が要るのかどうなのかという話です。結構もう古い施設がほとんどだと思いますけれども、各県の状況を見たら、あんまりないんじゃないかなと思ってい

ますけれども、どうなんですか。全国的にあるんでしょうか。

○中島施設課長 すみません。現在、県では、校長宿舎がある学校が59校ございます。その中で、そこに必ずしも入居しなさいということには今なっておりませんので、そこは校長先生の判断により入居されているケースがございます。

それと、あと、すみません、全国的な数値については、今ちょっと手元にございませぬ。申し訳ございませぬ。

○鎌田聡委員 前は多分入居しなさいということであったと思いますけれども、まあ自由になっているならばいいかなと思いますけれども、やっぱり施設もかなり老朽化をしていると思います。市内の学校で入る必要があるのかなというふうな話も以前ありましたので、多分他県はあんまりなかったと思います。そういう状況もありますので、やっぱりそこでいろいろ生活スタイルも変わってきていますし、学校も、やっぱり警備会社あたりに委託してそういった安全面のやつも、時代も変わってきておりますので、少しその校長宿舎の在り方について考えていただきたいなと思いますので、今後ちょっとぜひ御検討いただきたいと思います。

○高野洋介委員長 ほかにございませぬか。

○岩下栄一委員 先ほどの未収金問題についてちょっと意見を申し上げます。

私も、以前、日本育英会ですね、国の育英資金を借りておりました。そのときに、将来研究職並びに研究に準ずる職に就いた場合は免除されるということだったものですから、ただでもらえるなと思って申請しました。で、奨学金をもらっていました。

そうしたら、研究職に該当しないから返し

なさいということでしたから、やむを得ず返し始めたわけですが、こう言われたんですね。奨学金は、次の世代の人のためだから、借りた者にはほとんど死ぬまで追跡されるよ。生涯追跡されるなら先にもう返せと思って返しましたが、そういうふうには、脅しじゃないけれども、この奨学金というのは、返さな絶対生涯追跡されるというのを念押しに申し上げておく必要があるんじゃないかなと思います。生涯追跡されるならね、逃亡者みたいになるから、もう返してうっちゃけとなるんです。御参考までです。

○高野洋介委員長 ほかにございませぬか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○高野洋介委員長 なければ、これで教育委員会の審査を終了いたします。

それでは、続きまして企業局のほうを行いたいと思いますので、入替えのため、しばし休憩をいたします。

午前11時35分休憩

午前11時40分開議

○高野洋介委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

これより企業局の審査を行います。

まず、執行部からの説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いいたします。

それでは、企業局長から総括説明をお願いいたします。

竹田企業局長。

○竹田企業局長 おはようございます。企業局でございます。

まず、前年度の決算特別委員会報告における施策推進上改善または検討を要する事項等

につきまして、その後の措置状況を御報告いたします。

個別事項として、報告第4の9「有明及び八代の両工業用水道事業については、給水能力と比べて半分弱の契約水量にとどまっており、工業用水道事業全体として、長年赤字経営が続いているので、今後、幅広く未利用水の活用について検討し、経営改善に努めること。」という御指摘がございました。

有明及び八代工業用水道の未利用水の活用につきましては、引き続き、運営事業者であるウォーターサークルくまもと株式会社や県の企業誘致部門、地元市町と連携し、工業用水の需要拡大に努めてまいります。あわせて、有明工業用水での半導体関連企業への新規工業用水検討や、今年度内に予定しております八代工業用水のバイオマス発電所への新たな給水などに取り組んでまいります。

それでは、令和4年度の企業局が所管いたします電気事業、工業用水道事業、有料駐車場事業の3事業会計の決算の概要について御説明申し上げます。

まず、電気事業会計でございます。

総収益19億5,700万円余に対し、総費用は22億4,000万円余で、差引き2億8,300万円余の純損失となっております。

緑川第一、第二発電所の電力固定価格買取制度適用による電力料収入が年度後半の11月から3月の5か月にとどまったことに加え、緑川発電所のリニューアル工事による固定資産除却や減価償却に伴う営業費用の増加が主な理由です。

次に、工業用水道事業会計でございます。

工業用水道の3事業合計で、総収益9億3,800万円余に対し、総費用は10億9,200万円余で、差引き1億5,300万円余の純損失となっております。

施設別では、苓北では純利益を確保しましたが、有明、八代につきましては純損失を計上しております。

なお、有明、八代におきましては、令和3年度からコンセッション方式を導入しており、今後も、民間のノウハウを生かした効率的な運営に努めてまいります。

また、県内での半導体関連産業の集積は、工業用水道事業の経営改善にとって千載一遇のチャンスであり、新規工業用水の事業化に向けて検討を行っております。

最後に、有料駐車場事業会計でございますが、総収益1億800万円余に対し、総費用は3,600万円余で、差引き7,200万円余の純利益となっております。

駐車場の利用状況は回復傾向にありますが、令和4年度の実績はコロナ禍前にはまだ及ばない状況です。しかし、令和5年度に入り、アフターコロナで人出も回復しつつあり、引き続き広報等を活用し、指定管理者と連携を図り、さらなる利用推進に努めてまいります。

以上が決算の概要ですが、詳細につきましては、後ほど総務経営課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○高野洋介委員長 次に、監査委員から決算審査意見の概要説明をお願いいたします。

○浦田監査委員事務局長 監査委員事務局の浦田でございます。藤井代表がちょっと出席できませんので、私のほうから説明させていただきます。

お手元の白色の冊子、令和4年度決算審査意見書をお願いいたします。冊子になっているやつです。

1ページをお願いいたします。

下段の第2、審査の結果ですが、決算諸表は、3事業の経営成績及び財政状態をおおむね適正に表示しているものと認められました。

以下、事業ごとに経営状況を記載しており

ますけれども、企業局の説明と重複いたしますので、割愛させていただきまして、飛びますが、26ページをお願いいたします。

まず、1、電気事業会計でございます。

令和4年度決算は、昨年度に続き、赤字となっております。これは、緑川第一、第二発電所のリニューアル工事等により、固定資産除却費及び減価償却費が増加したことが主な要因であります。

リニューアル工事が完了し、今年度から電力料金収入の増加が見込まれるものの、企業債償還額も増加することから、電力施設の安定稼働によってしっかりと収入確保に取り組むことが求められます。

なお、昨年度は、内部留保資金から一般会計に5億円が繰り出されております。

次に、2、工業用水道事業会計でございます。

まず、有明工業用水道ですが、竜門ダム関連の負担が大きく、令和4年度決算においては、1億5,000万円余の純損失となっております。工業用水道事業全体での累積欠損金は53億2,000万円余となっており、非常に厳しい状況にあります。

収支改善を図るため、多くの未利用水を抱える有明、八代においては、多角的な経営からさらなる需要拡大に努め、特に、今後の半導体関連企業等の県内への進出拡大を好機と捉え、その取組のさらなる強化が必要であると考えております。

また、令和3年度からコンセッション方式が導入された有明、八代工業用水道において、経費削減や業務改善を進めるとともに、外部環境の変化等にも対応した安定した事業経営を行うことが求められます。

27ページをお願いいたします。

3、有料駐車場事業会計でございます。

令和4年度決算でも、純利益7,200万円余を確保するなど、良好な経営状況を保っており、内部留保資金から一般会計へ5,000万円

が繰り出されております。新型コロナの影響で減少した利用台数も令和4年度は増加に転じており、今後とも、指定管理者による民間ノウハウを生かした管理運営やサービス提供により、県民や観光客が利用しやすい駐車場の運営に努めていただきたいと考えております。

最後に、全般的事項として、2点申し上げます。

1点目は、引き続き、第5期経営基本計画を確実に推進するとともに、工業用水道事業の厳しい状況を鑑み、将来にわたる経営安定化に向けた対策を講じていく必要があります、特に、企業立地による工業用水の需要拡大を視野に、関係部局と連携しながら、さらなる経営改善への取組を進めていただきたいと考えております。

次に、2点目として、有料駐車場、電気事業会計についても、経営の安定化を図りつつ、引き続き県政貢献に取り組まれるとともに、発電所、ダム等の所在市町村への地域貢献にも取り組まれるよう期待しております。

以上が企業局の決算審査意見の概要でございます。よろしくをお願いいたします。

○高野洋介委員長 次に、総務経営課長から決算資料の説明をお願いいたします。

○馬場総務経営課長 総務経営課の馬場でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、御説明いたします。

まず、定期監査の結果につきましては、企業局の指摘事項はございません。

次に、企業局の時間外勤務の状況でございます。資料の時間外勤務の状況についてを御覧ください。

企業局の令和4年度の時間外勤務総時間数は年間1万11時間となっております。時間外勤務の対象者数は49名で、1人当たりの平均

時間数は、年間203.3時間となります。また、令和4年度の4月から8月までと令和5年度の同時期において、大きな増減は見られません。

企業局としましては、今後も、職員の健康状態に留意しながら、働き方改革として、DXの推進など業務の一層の効率化に努め、時間外勤務の縮減に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、監査委員からありました決算審査意見に対する今後の対応等について御説明いたします。

先ほど局長が説明した内容と重複する点は省略させていただきます。

では、決算審査意見書の26ページをお願いいたします。

まず、第3、審査意見の電気事業会計でございますが、主要4発電所全てで電力の固定価格買取制度、いわゆるFITが適用開始となり、今後の電力料収入の増が見込まれます。

電力料収入を最大限に確保するため、効率的なメンテナンスや工事の実施など、今後も発電所を適切に維持管理しながら、安定的な事業経営に努めてまいります。

次に、工業用水道事業会計ですが、有明及び八代工業用水道事業の未利用水の有効活用について、引き続き、関係者とともに、半導体関連企業への給水も含め、工業用水の需要拡大に取り組んでまいります。

なお、八代工業用水では、局長も申し上げましたとおり、バイオマス発電所への給水開始も予定しているところでございます。

また、運営事業者に対するモニタリングも引き続き実施し、コンセッション方式の効果を検証しながら、さらなる経費の縮減や効率的な運営を図ってまいります。

次に、27ページの有料駐車場事業会計でございます。

アフターコロナで駐車場の利用台数は増加

傾向にあります。コロナ禍前の水準には至っておりません。

今後も、引き続き、民間のノウハウを生かした利用者サービスの向上を通じて、利用台数のさらなる増加に努め、安定収入の確保や町なかのにぎわいづくり等に貢献してまいります。

最後に、4、全般的事項でございますが、第5期経営基本計画に掲げた事業を確実に推進し、特に工業用水道会計については、半導体関連の水需要への対応など、関係者とも連携して、経営改善に向けて取り組んでまいります。

また、県一般会計への繰り出しによる年間5.5億円の県政貢献や当局の施設が立地する市町村に対する地域貢献につきましても、引き続き取り組んでまいります。

決算審査意見については以上でございます。

次に、決算概要につきまして、お手元の令和5年度決算特別委員会説明資料を中心に御説明させていただきます。

資料の1ページをお願いいたします。

企業局の概要でございます。

(1)に設置の根拠、(2)に沿革、(3)に現在の取組事業を記載しております。(4)組織図にありますとおり、局内の総職員数は、令和5年4月1日現在で57人でございます。

2ページをお願いいたします。

令和4年度の各事業の状況でございます。

まず、(1)電気事業でございます。

上段の表の売電の実績を御覧ください。

令和4年度における総供給電力量は1億キロワットアワー余、電力料収入は19億1,800万円余となっております。緑川発電所の発電再開、FIT適用に伴う売電単価の上昇により、いずれも前年度比2倍以上に伸びております。

次に、①経営状況でございます。

公営企業会計におきましては、各年度の損

益を示す収益的収支と建設改良工事など投下資本の増減を示す資本的収支に分けて経理しております。収益的収支関係として、ア、収益的収支、3ページのイ、利益剰余金関係及びウ、積立金関係について御説明いたします。

ア、収益的収支の表の令和4年度欄の最下段を御覧ください。

2億8,300万円余の純損失を計上しております。緑川発電所の発電再開等により営業収益は大きく伸びたものの、リニューアル工事に伴う固定資産除却費や減価償却費に伴う営業費用が増加したことに加え、緑川発電所のF I T適用開始が年度後半となり、営業収益の増収効果が限定的となったことが純損失の主な要因でございます。

F I T適用による増収効果が通年で計上される今年度以降は、黒字転換を見込んでおります。

3ページをお願いいたします。

イ、利益剰余金または欠損金の状況でございます。

令和3年度からの繰越欠損金1,200万円余に令和4年度の純損失2億8,300万円余を合わせた2億9,600万円余が、令和4年度末での未処理欠損金残高でございます。

ウ、積立金、留保資金残高一覧を御覧ください。

表の最下段、合計欄にありますとおり、未処理欠損金を含む利益剰余金と合わせた内部留保資金は、合計15億円余となります。

次に、エ、資本的収支でございます。

表の令和4年度欄の最下段を御覧ください。

マイナス19億4,800万円余と前年度比でマイナス幅が大幅に膨らんでおります。これは、緑川発電所のリニューアル工事に伴う建設改良費の支出増が主な要因でございます。

なお、不足額19億4,800万円余につきましては、過年度分の損益勘定留保資金などの内

部留保資金で補填しております。また、支出の他会計への繰出金のうち5億円につきましては、F I T適用による収入増を踏まえた県政貢献策として、一般会計に繰り出すこととしております。

4ページ、(2)工業用水道事業でございます。

昭和50年に有明、昭和52年に八代、平成5年に苓北の各工業用水道事業を開始、有明と八代におきましては、令和3年度からコンセッション方式を導入しているところでございます。

工業用水の利用状況でございます。

令和5年3月31日現在、表にありますとおり、給水能力と契約水量の割合である契約率は、有明、八代で50%を下回っている状況でございます。

加えまして、有明工業用水道では、竜門ダム関連経費の多額の負担もあり、コンセッション方式導入を含め経費節減に努めているものの、厳しい経営状況が続いております。引き続き、運営事業者等とともに、需要拡大に取り組んでまいります。

次に、①経営状況でございます。

ア、収益的収支の表、令和4年度欄の最下段を御覧ください。

令和4年度は、1億5,300万円余の純損失を計上しております。運営事業者が負担する電気料金や外部発注費などの物価高騰に伴い、前年度比で増となっております。

5ページをお願いいたします。

イ、利益剰余金または欠損金の状況を御覧ください。

一番右の欄、令和3年度からの繰越欠損金51億7,000万円余に令和4年度の1億5,300万円余の純損失を加えた53億2,400万円余が、令和4年度末での未処理欠損金残高でございます。

ウ、資本的収支でございます。

表の令和4年度欄の最下段を御覧ください。

い。

6,200万円余のマイナスを計上しております。前年度比でマイナス幅は縮小しているものの、八代工業用水道が取水する球磨川の遙拝堰において、国が実施する耐震補強に係る建設改良工事の負担金増などの要因により、マイナス計上となっております。

なお、不足額6,200万円余につきましては、過年度分の損益勘定留保資金などの内部留保資金で補填しております。

次に、6ページをお願いいたします。

有明、八代の両工業用水道事業で導入しておりますコンセッション方式の概要でございます。コンセッション方式は、資料に書いてあるとおりの内容でございます。

資料の中段を御覧ください。

コンセッション方式導入前後の企業局と運営事業者の役割分担についてお示しております。

資料右側下段の枠内が運営事業者の業務でございます。これまでも包括民間委託で実施しておりました⑥の浄水場等の運転保守業務、給水先企業の検針等に加えまして、⑤新設の施設の更新、修繕工事、薬品等の物品調達、⑦料金徴収等を運営事業者が実施しているところでございます。

次に、下段の資金の流れを御覧ください。

こちらは、コンセッション期間の20年間における大まかな資金の流れでございます。

資料左側の上から下にかけて、企業から収受する利用料金の流れを示しております。運営事業者は、20年間で70億円の料金を徴収し、運営事業者及び企業局それぞれで35億円ずつ受け入れます。八代における更新負担金等につきましては、料金収入だけでは不足することから、5億円を企業局から運営事業者に支払うことになっており、結果として、運営事業者40億円、企業局30億円が20年間の事業原資でございます。

資料右側は、運営事業者及び企業局が負担

する費用の詳細でございます。運営事業者は、40億円のうち、施設更新に14億円、運転・維持管理に26億円を充てます。各金額の下の隅括弧内の額は、企業局が実施した場合の見込額でございます。

施設更新は、企業局実施で33億円を見込むところ、運営事業者が14億円で実施し、マイナスの19億円、運転、維持管理につきましては20億円を見込むところ、26億円のプラス6億円となります。

それぞれの差額の合計約13億円が、コンセッション方式によるコスト削減効果でございます。

きめ細かな部品交換等により施設の長寿命化、更新サイクルの延長を目指す結果として、運転・維持管理に要する費用は増加する見込みでございます。

下段の企業局30億円の内訳は、企業局人件費1億円、竜門ダム使用権に係る減価償却費などの共同施設負担金として28億円、内部留保1億円となります。

なお、資料の一番下でございます配管布設・更新等につきましては企業局負担でございますが、現時点で次期費用が確定しないことから、点線の枠で記載させていただいております。

7ページをお願いいたします。

コンセッションの導入効果としましては、企業局における施設更新経費の節減のほか、料金収納や経理等の事務作業に要する時間の削減、ユーザー企業の利便性向上、危機事案発生時の迅速な対応等が挙げられます。

8ページをお願いいたします。

(3)有料駐車場事業でございます。

熊本市内の3か所で実施しております有料駐車場事業につきましては、東京本社の日本パーキング株式会社と熊本の地場企業、株式会社大橋による企業グループが指定管理者として運営を行っております。

利用台数ですが、表中、上段が熊本市中心



部にございます県営有料駐車場でございます。時間貸しの普通駐車と、いわゆる月決めの定期駐車がございますが、令和4年度の普通駐車の実績は、前年度比122%の約18万台でございます。コロナ禍前の約20万台の利用に対し、令和2年度以降は約15万台程度で推移していましたが、町なかの人出とともに、利用台数も回復基調にございます。

表下段の第二駐車場は、熊本市内に2か所ある平面駐車場で、以前の局長庁舎等の敷地を活用したものでございます。

なお、普通駐車の利用台数は、1年間に駐車場を出入りした台数、定期駐車は各月の契約台数の年間合計でございます。

次に、①経営状況でございます。

ア、収益的収支の表の令和4年度欄の最下段を御覧ください。

令和4年度は、7,200万円余の純利益を計上しております。表中、営業収益の主な増減理由等にありますとおり、指定管理者から受け入れる納付金が増となったほか、営業費用の修繕費等が減となったことが主な要因です。

指定管理者からの納付金は、年度ごとの定額を協定により定めており、表中の営業収益のうち、令和4年度が1億100万円余、令和3年度が8,800万円余と約1,300万円の増となっております。

なお、令和3年度分につきましては、コロナ禍の影響等を踏まえ、本来の額9,800万円余から約1,000万円を減額しております。令和4年度は、既定の額が納付された関係上、前年度比で増額となったものでございます。

9ページをお願いいたします。

イ、剰余金(利益)処分計算書案でございます。

表中、金額欄は1,000円単位としておりますが、1,000円未満の額が生じております関係上、備考欄の括弧内に円単位で記載しておりますので、そちらを御覧ください。

令和3年度からの繰越残高433円に令和4年度純利益7,229万4,099円を加えた7,229万4,532円が令和4年度の未処分利益剰余残高でございます。この剰余金のうち、7,229万4,000円につきましては、処分案の欄にありますとおり、地域振興積立金への積立てを行いたいと考えております。これは、一般会計で実施する環境や新エネルギー導入などの事業に繰り出すために設けている積立金でございます。

なお、剰余金の処分につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決事項となっております。

ウ、積立金、留保資金残高一覧を御覧ください。

令和4年度末の利益剰余金の残高は3億5,300万円余でございます。これと損益勘定留保資金3億9,900万円余と合わせた合計、いわゆる内部留保資金の残高は7億5,300万円余でございます。

最後に、エ、資本的収入でございますが、令和4年度の資本的収入はございません。資本的支出は、一般会計への繰出金5,000万円です。

先ほど電気事業で御説明しました5億円と合わせ、企業局全体では、5億5,000万円を県政貢献のため一般会計に繰り出すこととしております。この財源は、昨年度までに積み立てた地域振興積立金を充てております。

以上が令和4年度決算の概要でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○高野洋介委員長 以上で企業局の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料名並びにページ番号を述べてからお願いいたします。

それでは、質疑はございませんか。

○溝口幸治委員 冒頭、企業局長からお話が

あったとおり、毎年、この経営改善に努めるようにという指摘はあっておりますので、引き続き、しっかりそこに取り組んでいただきたいということが大きなところになるかと思えます。

それから、挨拶でも触れられたとおり、半導体関連産業に伴うこの工業用水をどう活用してもらおうかというところ、これ、今からの研究課題でしょうから、そこは、ある意味大きなチャンスになるかもしれませんので、そのあたりしっかりと調査研究が進むように、体制の整備も含めて取り組んでいただきたいと思いますが、改めて何かお話があれば。

○竹田企業局長 御指摘ありがとうございます。

工業用水道事業、特に有明、八代につきましては、ずっと赤字が続いております。八代に関しましては、ちょっと触れましたけれども、今バイオマス発電所建設中でございまして、こちらのほうに今年度中から水を配る予定にしております。それが来ますと、大体収支がとんとんになるかなというふうに考えております。

有明のほうは、今供給しているところ、産業団地のほうがもういっぱいになってまして、荒尾・長洲地区のほうで新たな供給先というのがなかなか難しいところです。

これも、お話ししたとおり、市町、それから運営事業者とも併せて開拓していきたいと思いますが、先ほど溝口委員から御指摘ありました半導体関連産業への工業用水、今一生懸命検討しているところでございます。

竜門ダムにもダム使用権を持っておりますので、そちらのほうの水を、今菊池台地用水土地改良区が管理してます農業用パイプライン、これが合志市役所近くまでずっとパイプラインが来ております。そのパイプラインも、ちょっとできれば使わせてもらうような形で、原水方面のほうに水を持っていけない

かということで今検討しているところでございます。

なかなか実際、土地改良区さんもやっぱり農繁期のときに水をたくさん使われるので、パイプには余裕がないというお話もあります。ただ、かんがい用水に比べると、我々が使う水というのは桁が一つ小さいぐらいの量になりますので、どうにか御理解をいただきながら、また、竜門ダム、上から水を取るといことになると、菊池川の下流のほうで水を使われている農業関係者の方々も当然不安になられますので、そちらのほうにも影響がどれぐらいなのかというところもきちっと説明した上で御理解いただけるように対応していきたいと思っております。

ちょっと私どもの検討内容がまだ固まっておりますので、また、内容が決まりました、そして関係者の方々の御了解いただいた上で、事業可能性につきまして説明をする機会をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○溝口幸治委員 いえ、もう結構です。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

○城下広作委員 もともと、工業用水は農業関係の水ですので、そこから工業用という形で使うときには、同じ系統のいわゆるパイプラインでは使えないんじゃないか、どこかでやっぱり受入れの形を変えろというふうな課題もあると思うし、総量的には大体どのくらい必要だろうという数字的にはもうある程度つかんでいるんでしょうが、まだ企業の規模によって全然分からぬから、どうなんです、その辺は。

○竹田企業局長 私どもが今想定しておりますのが、この前報道でありましたソニーセミコンダクタさんが今度土地を買うとおっしゃ

っているところ、それと、TSMCが第2工場を熊本でというお話があります。そちらの2つを今想定しているところでございます。

これはもうちょっと企業さんがどれぐらい水を使われるのかよく分からないんですけども、今ある工場から想定をすると、日量2万立米ぐらい使われるのかなと思っております。

私ども今、有明工業用水道のほうで、玉名のほうで取水しておりますけれども、そちらの水利権でいきますと、実際、日量でいきますと2万立方メートルぐらいが使われてない水。ただ、これを玉名で取る前提での水利権でございますので、これを竜門ダム上流から取るということになると、この2万丸々取れないという形になります。これ、まだ今決算中ですけれども、半分から6割ぐらいしか持っていけないかなというふうに今考えているところでございます。

ですから、想定している企業さんの半分ぐらいに水を持っていければなというような今イメージでございます。

○城下広作委員 今まで赤字だった部分が、この分で少し使うことによって収益も上がるわけですから、しっかりと体制を整えながら協力していければいいなというふうに思います。

以上です。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

○池永幸生委員 もともと、竜門の水というのは農業用の水なんですね、計画的にもそうだった。それが急にこの工業に使うという話になったときに、やっぱり熊本県というところは、私の合志もそうですけれども、農業が盛んなところで、やっぱり影響の与えられないような対策を十分練ってから取り組んでもらいたいと思います。

○高野洋介委員長 要望でいいですか。

○池永幸生委員 要望です。

○高野洋介委員長 分かりました。

ほかにございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○高野洋介委員長 なければ、これで企業局の審査を終了いたします。

これより午後1時まで休憩いたします。よろしく願いいたします。

午後0時11分休憩

午後0時57分開議

○高野洋介委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

引き続き、流域下水道事業会計について、土木部長から総括説明をお願いいたします。

亀崎土木部長。

○亀崎土木部長 よろしく申し上げます。

流域下水道事業は、令和元年度までは特別会計として事業を実施しておりました。令和2年度から地方公営企業法を一部適用することとしたため、令和2年度分の決算から地方公営企業会計として御審議をお願いしているところでございます。

これは、総務省からの通知によりまして、下水道事業を実施する自治体に対しまして、地方公営企業会計を適用するよう求められたことによるものでございます。

令和4年度は、総収益32億400万円余に対しまして、総費用は30億2,000万円余で、差引き1億8,300万円余の純利益となりました。これは、令和4年度から新たに消化ガス売却収益が発生したこと及び施設、設備の経過年数に伴い減価償却費が減少したことによるものでございます。これによりまして、前年度からの繰越欠損金2,400万円余が解消さ

れ、令和5年度への繰越利益剰余金は1億5,900万円余となっております。

以上が決算の概要でございますが、決算内容の詳細につきましては、この後、下水環境課長から御説明申し上げますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○高野洋介委員長 次に、監査委員から決算審査意見の概要説明をお願いいたします。

○藤井監査委員 よろしく申し上げます。

お手元の緑色の冊子、令和4年度決算審査意見書をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

中段、第2、審査の結果ですが、決算諸表は、流域下水道事業の経営成績及び財政状態をおおむね適正に表示しているものと認められました。

以下、経営の状況について記載しておりますが、土木部の説明と重複いたしますので割愛させていただきます。10ページをお願いいたします。

決算審査意見について御説明いたします。

令和4年度決算は1億8,300万円余の純利益を確保し、前年度繰越欠損金の処理を行ったことにより、1億5,900万円余の黒字となっております。

令和3年度からスタートされた熊本県流域下水道事業経営戦略では、収益的収支はおおむね均衡する計画となっておりますが、人口減による料金収入の減少、施設等の老朽化に伴う更新費用の増加、エネルギー等の高騰の影響など、経営環境は厳しさを増していることから、施設の計画的な更新や経営基盤の強化などを図っていくことが求められます。

引き続き、関係市町村と連携、協議を図りながら、施設の耐震化等に取り組むとともに、消化ガスの売却収入を継続的に確保しつつ、企業立地等に伴う流入量増に対応する取組を進めるなど、持続可能で安定した運営に

努めていただきたいと考えております。

以上が決算審査意見の概要でございます。よろしくお願いいたします。

○高野洋介委員長 ありがとうございます。

次に、下水環境課長から決算資料の説明をお願いいたします。

○弓削下水環境課長 下水環境課でございます。よろしく申し上げます。

まず、定期監査の結果につきまして、流域下水道事業会計の指摘事項はございませんでした。

次に、時間外勤務の状況については、この後の土木部審査の中で説明いたします。

次に、監査委員からありました決算審査意見について、その取組状況を説明いたしますが、先ほど土木部長から説明した内容と重複する点につきましては省略させていただきます。

新たな収入確保の取組として、令和4年度より、再生可能エネルギー固定価格買取制度を活用した民設民営による売電事業を開始しております。売電を行う民間事業者に汚水処理過程で発生する消化ガスを売却しており、令和4年度は約4,900万円の収入を得ました。令和5年以降も同様の収入が得られる予定です。

また、令和5年8月には、企業立地等に伴う流入量増加に対応するための環境整備が完了するなど、流入水量拡大に資する取組も進めています。

引き続き、流域市町村と連携し、接続率の向上を図るなど、安定した流入水量の確保に向け取り組んでまいります。

次に、決算概要につきまして、お手元の令和5年度決算特別委員会説明資料により説明いたします。

1ページをお願いします。

上段の1、熊本県流域下水道事業の概要の(1)沿革について、現在、熊本県では、熊本北部流域下水道、球磨川上流流域下水道、八代北部流域下水道の3つの流域下水道の運営を行っております。

熊本北部流域下水道は、平成元年3月に供用開始し、現在、21万人余の汚水を処理しています。球磨川上流流域下水道は、平成11年4月に供用開始し、2万6,000人余の汚水を、八代北部流域下水道は、平成14年1月に供用開始し、2万8,000人余の汚水を処理しており、3流域合わせて、県人口の約16%の汚水を処理しています。

経営形態についてですが、総務省からの通知により、広域公共下水道事業等を実施している人口3万人以上の自治体に対し、令和2年4月までに地方公営企業会計を適用するよう求められておりました。

本県においても、下水道事業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中で、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図るため、令和2年4月から地方公営企業会計を一部適用し、事業を実施しております。

下段の(2)組織図を御覧ください。

当該事業は、地方公営企業法の一部適用となるため、知事部局の下水環境課が所管しております。また、県が所有している管渠の整備、維持修繕等の業務については関係出先機関が行っております。

2ページをお願いします。

2、各流域下水道の流入水量の状況ですが、最下段を御覧ください。

令和4年度の3流域合計の年間総流入水量は3,010万立方メートル余で、前年度と比較し、34万立方メートル余の減少となりました。

3ページをお願いします。

まず、流域下水道事業会計の大まかな流れについて御説明します。

流域下水道事業は、主に流域関連市町村か

らの負担金で運営を行っております。毎年度必要な費用を関係市町村に御負担いただき、維持管理費を賄うとともに、建設改良費については、市町村からの負担金に加え、国からの交付金、企業債を充当し、事業を実施しております。

それでは、令和4年度決算の状況について御説明します。

公営企業会計では、歳入及び歳出が二本立てとなっており、経営活動によるものを収益的収支として、投資活動によるものを資本的収支として区別して整理しております。

(1)の収益的収支についてですが、ここでは1年間の経営状況をお示ししており、主に流域下水道事業の維持管理等に係る収入、支出を記載しております。

令和4年度の収入の合計は、合計欄に記載のとおり32億400万円余となり、前年度と比較し、1,700万円余の減少となりました。これは、減価償却に対応する収入である長期前受金戻入が、減価償却の減少に伴い減少したことによるものです。

支出の合計については、合計欄に記載のとおり30億2,000万円余となり、前年度と比較し、1億7,900万円余の減少となりました。これは、施設整備の耐用年数経過に伴い減価償却が減少したことによるものです。

最下段に記載のとおり、令和4年度は、収入から支出を差し引いた1億8,300万円余の純利益となりました。

4ページをお願いします。

(2)剰余金の状況についてです。

令和4年度の純利益1億8,300万円余を令和3年度からの繰越欠損金2,400万円余に充当し、残る1億5,900万円余を未処分利益剰余金として翌年度へ引き継ぎます。

次に、投資活動の状況について御説明します。

下段の(3)資本的収支についてですが、これは、流域下水道の施設整備の更新等を行う

建設改良事業に係る収入、支出といった投資活動の状況をお示ししております。

令和4年度の資本的収入の合計は、合計欄に記載のとおり7億8,600万円余となり、前年度と比較し、4億1,400万円余の減少となりました。これは、令和4年度の建設改良事業が、前年度と比較し、少なかったことにより、その財源となる国からの交付金収入が減少したことによるものです。

資本的支出の合計については、合計欄に記載のとおり12億9,000万円余となり、前年度と比較し、7億8,100万円余の減少となりました。これは、前年度からの繰越事業が減少したことに伴い建設改良費が減少したことによるものです。

なお、収支に5億400万円余の差が生じておりますが、これは、下水道事業会計の構造上、企業債の元金償還金が資本的支出に計上されることで必然的に差が生じるようになっているものです。これについては、過年度に受け入れた市町村の負担金や当会計の内部に留保されました資金により当該年度で解消しており、翌年度に引き継がれるものではございません。

以上が令和4年度決算の概要です。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○高野洋介委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思いません。

なお、質疑は、該当する資料名並びにページ番号を述べてからお願いをいたします。

それでは、質疑はございませんか。

○城下広作委員 これでは、2ページになるんですけども、熊本北部流域下水道は、例えば、あとどのくらい余裕があるんですか。上流部分がかかなり人口増に見込まれて、そういう形で管も延長しているんですけども、大体人口的に何万と言えれば分かるん

ですか、規模的に。

○弓削下水環境課長 熊本北部流域下水道の現在の処理能力としましては、1ページのところに書いてございますとおり9万8,650立方メートル、1日当たりなんですけれども、この能力が今ありますけれども、令和4年度の流入量の実績としては6万8,000余の1日当たりのボリュームが実績としては入っておりますので、単純に引きますと、これが3万ぐらいいは今現在としては空いているので、4年度の実績を比較すればということにはなりますね。

以上でございます。

○城下広作委員 これが、例えば汚水とかメインなんですけれども、これで今から半導体の云々という形で、逆にそういうことを入れ込むとすると、当然足らなくなるということは予想されるということで理解していいんですかね。

○弓削下水環境課長 今の御質問ございましたとおり、今建設中のJASMEの企業の排水につきましては、この熊本北部流域下水道で受け入れるということで行っておりまして、それ以外で、今のJASMEの1棟目が呼び水となって、あの地域にどんどんそういう半導体関連の企業ができるということになると、当然この熊本北部流域下水道では、能力的に厳しいところになってくるんだろうと予想はしております。

以上でございます。

○城下広作委員 了解しました。状況分かりました。

○西山宗孝委員 説明資料の1ページお願いします。

今、3流域、北部流域、球磨、八代とあり

ますけれども、実数も処理人口も書いてありますが、現状の加入率とか、あるいは、もちろん町単位で経過してされていると思うんですけれども、現状の加入率と今後の加入率の見込みと申しますか、その辺りは、どれぐらい御承知されてますか。

○弓削下水環境課長 今委員のほうから、加入率というふうな話でちょっとされたんですけども、加入率と申しますか、下水道でいいますならば、下水道の施設を整備して、それに接続した接続率だと思えますけれども、熊本北部というのは、かなりその接続率は当然高いもので、98%ぐらいの接続率にはなっております。

球磨川であったり八代北部であったりというところについては、球磨川のほうが82%ほど、あと、八代のほうが77%ほどということで、熊本北部に比べて、2つの流域のほうが若干接続率が落ちるということではございません。

当然、我々は接続率を上げる必要があると考えておりますし、この接続率向上につきましては、関連する市町村の方々、市町村と連携しながら、市町村のほうで接続のほうをお願いしていただくような形で、我々も関連する市町村のほうに働きかけていきますし、市町村からも、まだ未接続の方々に接続していただけるような取組を行っていくということで今考えております。

以上です。

○西山宗孝委員 熊本北部流域については、先ほど城下先生からも話ありましたように、これからその流域を使う使わないんじゃないかと、改めた形でその処理施設ができるかどうかと思うんですが、あとの2つについては、なかなか球磨川流域、八代北部ということになりますと、今後、その接続率、それが見込み的には将来どうなのかなって感

じもあるんですけれども、加入率と接続率は、ほぼ同じような解釈でいいんですかね。

○弓削下水環境課長 私がちょっと今聞き取りづらかったので、すみません、理解がし切れなかったので、接続率と加入率……。

○西山宗孝委員 通常、加入率は各個別に家庭が入っているということで、組合員等々の下水処理組合等があるわけですけども、今、市町村との接続でどれぐらい接続があったかという数字だろうと思うんですが、今後についての見込みは、人口等々もあろうかと思えますけれども、いかがなものでしょうか。

○弓削下水環境課長 先ほどとちょっと重複するかもしれませんが、接続率は向上させるということで取組を進めていきたいと考えております。

あと、特に、球磨川上流であったり八代の一部であったりというのが、人口の減少とかそういうところもございまして、今我々としては、下水道の経営企業があんまりよくない、そういう人口減少であったりとかということでよくないんですけども、それを効率的に進めるように広域化とか統合した形でちょっと事務を簡素化してやっていくとか、そういうことも今方向としては考えて進めているところなので、接続率は当然のことながら上げる取組、あとは効率的に経営がうまくいくように広域化、共同化ということを両輪で進めていこうというふうに考えております。

以上でございます。

○西山宗孝委員 熊本市内についての対策は、これからどういった形でいくか分かりませんが、そういった長期の経営見込みも含めながら、ぜひ黒字、利益向上に努めていただければと思います。よろしくお願ひします。

以上です。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

○吉永和世委員 御説明いただいて、全体的には黒字ということで、経営上は問題ないというふうに思いますが、ただ、地域によって、八代とかあるいは球磨川となると、人口減少等で今後経営的には非常に厳しくなってくるんだろーと思っておりますけれども、先ほどありました北部流域に関しては、企業立地等で今後流入量というのは増える可能性があることで、増えた場合には、今の北部流域ではもう対応しづらくなってくるという可能性はあるということでございますから、北部に関しては、収入的には上がっていくんだろーなというそういった予想ができるのかどうか、そこら辺はいかがなんでしょうか。

○弓削下水環境課長 今委員おっしゃったとおり、流入量が増えればそれだけ——県の流域下水道というのは市町村からの負担金で賄っておるんですけども、その市町村からの負担金の原資というのは、各市町村が徴収される料金から賄われているということなので、おっしゃるとおり、熊本北部については、人口も、ほかの地域とは違って若干右肩上がりのところもございますし、そういう企業の集積とかが活発になってくるものですから、流入量としては増えるということで、経営も安定するといえますか、流入量も増えていくということにはなるかと思えます。

おっしゃるとおり、それに反して、球磨川上流と八代北部については、いかんせん、人口減少というのは少なからずともあるとは思いますが、やっぱりその経営をうまくさせるためには、経営をうまく回していくことのほうが大事だというふうに考えておまして、これ、今全国でもそういう、効率的に回すために、先ほど言いましたように広域

化、共同化、そういうものを進めて適切な運営を図っていこうという取組をやっておりますので、我々熊本県も、そういう取組を進めながら、適切なこの運営が今後も続いていくように取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○吉永和世委員 これまで同様、関係市町村としっかりと連携を取っていただきながら、また、老朽化している施設もあるでしょうから、それなりのその対応はしっかりとやっていただくと。

それとまた、先ほど監査意見ということでございましたが、やっぱりその企業立地等にしっかりと対応できるような施設整備というのもしっかりと検討しながら、今後の経営にしっかりと当たっていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

○弓削下水環境課長 委員がおっしゃったとおり、企業の集積に対応するようなことも当然やっていかなきゃならないというふうに認識しておりますし、老朽化している施設等の更新、これも当然のことながら適切にやっていかなきゃならないというふうに思っておりますので、その辺は、年次計画を立てながら、きちんと維持管理に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○高野洋介委員長 なければ、これで流域下水道事業会計の審査を終了いたします。ここで説明員入替えのため、5分間休憩いたします。

午後1時20分休憩



午後1時23分開議

○高野洋介委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

これより土木部の審査を行います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いいたします。

それでは、土木部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いいたします。

初めに、亀崎土木部長。

○亀崎土木部長 よろしくお願ひします。

令和4年度決算の説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員会におきまして御指摘のありました施策推進上改善または検討を要する事項等のうち、土木部関係につきまして、その後の措置状況を御報告いたします。

土木部関係といたしまして、2点の御指摘がございました。

まず、1点目は「未収金対策については、信頼関係を築きながら回収を進めることは大切であるが、回収が難しい場合は、公平性の観点から、法的措置を取ることも含めて検討するなど、適正な債権管理と徴収対策に努めること。」についてでございます。

土木部では、関係局長、課長クラスで構成する未収金対策連絡会議を設置し、未収金の状況や催告の早期着手、財産調査の実施など、各課の取組事例及び課題等の情報共有を図り、部としての取組計画等を定め、土木部全体で未収金対策に取り組んでおります。

そのような中、債務者の状況を詳細に把握した上で、公平性の観点から、法的措置に着手した事案もございます。

今後、未収金の状況を定期的に点検し、進捗管理を徹底するとともに、債務者の現況等に応じて対応方針を見直すなど、適正な債権管理と状況に応じた未収金対策に努めてまいります。

2点目は「事業費の繰越しについて、前年度からの繰越分を優先的に執行したり、2月補正予算で措置したほぼ全ての事業費を繰り越すなど、やむを得ない事情もあるが、事業用地の確保を進めるなどの様々な工夫をすることにより、極力繰越しが抑えられるよう努めること。」についてでございます。

令和4年度の決算では、明許及び事故繰越を合わせた繰越額は787億円余となり、前年度より約10%、84億円余の減額となりました。土木部では、毎月の事業の進捗管理や建設関連業界の現状把握、不調、不落対策の実施などを行い、繰越しの抑制に取り組んできたところでございます。

引き続き、繰越事業はもとより、本年度事業についてももしっかり進捗管理を行い、繰越額の縮小に努めるとともに、これらの繰越事業については、早期完了に向け全力を挙げて取り組んでまいります。

続きまして、決算の概要に入ります前に、本年度の監査におきまして指摘を受けました「所属で事務局を担っている2団体の管理事務について、適正な事務処理を行うよう指導すること。」について、概略を説明いたします。

これは、河川課に事務局があります一般財団法人白川水源地域対策基金と熊本県河川海岸防災協会につきまして、令和3年度以降、必要な役員改選や理事会開催を行っていないものです。

また、令和4年9月県議会定例会におきまして、白川水源地域対策基金の経営状況を説明する書類の中で、未実施の理事会を実施済みであるとする旨の報告をしておりました。詳細については担当課長から説明申し上げますが、この場を借りまして深くおわびを申し上げます。申し訳ございませんでした。

今後、このようなことがなきよう、組織的なチェック体制を徹底してまいります。

それでは、土木部の令和4年度決算の概要

に入らせていただきます。

決算特別委員会の説明資料の1ページ、令和4年度歳入歳出決算総括表で御説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、最下段の計の欄のとおり、一般会計、特別会計合わせまして、収入済額が611億1,500万円余、不納欠損額は148万円でございます。不納欠損額の主なものは、県営住宅使用料であり、時効完成によるものでございます。

また、収入未済額は3億2,100万円余となっており、主なものは、海砂利超過採取に係る過料等となっております。

なお、予算現額と収入済額との差412億5,200万円余は、主に翌年度への事業繰越しに伴う国庫支出金の減でございます。

続きまして、歳出でございますが、一般会計、特別会計合わせまして、支出済額が1,375億2,700万円余、翌年度繰越額は787億3,700万円余でございます。

繰越理由の主なものとしましては、事業計画策定に当たって地元住民や関係機関との調整に時間を要したことにより工期が不足したことなどによるもので、現在、その執行に鋭意取り組んでいるところでございます。

また、不用額は62億8,400万円余となっており、その主な理由は、事業費確定に伴う執行残によるものでございます。

以上、令和4年度土木部歳入歳出決算の概要につきまして総括的に御説明を申し上げますが、詳細につきましては、関係課長から御説明いたしますので、よろしく御願申し上げます。

○高野洋介委員長 引き続き各課長から説明をお願いいたします。

○森山監理課長 監理課でございます。

まず、土木部の定期監査における指摘事項につきましては、後ほど河川課から説明いた

します。

次に、配付資料、時間外勤務の状況についてをお願いします。

令和4年度の時間外勤務総時間数は19万5,966時間、4月から8月までの実績は7万6,922時間となっております。同時期の令和5年度は7万7,775時間と増加しておりますが、1人当たり平均時間数は94.7時間、1か月当たりに換算すれば19時間となり、令和4年度と同程度となっております。

次に、決算の概要について説明いたします。

説明資料2ページをお願いいたします。

一般会計の歳入でございます。

4ページの諸収入につきまして、収入未済130万円余となっております。後ほど附属資料で説明いたします。

そのほかの不納欠損、収入未済はございません。

6ページをお願いします。

一般会計の歳出でございます。

3段目の土木総務費におきまして、623万9,000円の不用額を生じております。主に公物・広告物管理指導費における会計年度任用職員給与の執行残でございます。

7ページをお願いします。

2段目、建設業指導監督費におきまして、421万円の不用額を生じております。主に建設産業新3K推進プロジェクト事業におきまして、団体や企業が実施する取組に対する補助事業の実績が見込みを下回ったことによる執行残でございます。

次に、附属資料をお願いします。

附属資料198ページでございます。

収入未済に関する調べでございます。

これは、令和3年度に工事請負契約を締結した天草市の建設企業が倒産により契約解除となり、これに伴い発生したものです。

この契約では前払い金を支払っており、契約解除時の出来高が前払い金額に達していな

かったことから、未払い余剰額につきまして、保証事業会社から返還を受けておりません。この支払い余剰額の利息が収入未済となっているものです。

現在、破産法に基づく法的手続が進められており、その結果により、配当の受入れまたは債権消滅に伴う不納欠損処理を行いたいと考えています。

監理課の説明は以上です。

○下崎用地対策課長 用地対策課でございます。

説明資料の8ページをお願いいたします。

一般会計の歳入でございます。

使用料及び手数料について不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、9ページをお願いいたします。

一般会計の歳出でございます。

土木総務費で426万7,000円の不用額が生じておりますが、主に収用手続に係る事務費等の執行残でございます。

続きまして、10ページ及び11ページをお願いいたします。

用地先行取得事業特別会計でございますが、令和4年度は、歳入及び歳出ともございません。

用地対策課からの説明は以上でございます。

○山内土木技術管理課長 土木技術管理課でございます。

決算について御説明いたします。

説明資料12ページをお願いいたします。

歳入について御説明いたします。

不納欠損額、歳入未済額はございません。

続きまして、歳出について御説明いたします。

説明資料13ページをお願いいたします。

土木総務費におきまして、124万円の不用額が生じております。主な理由は、土木技術

委託業務費の入札等に伴う執行残でございます。

以上で土木技術管理課の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○奥山道路整備課長 道路整備課でございます。

説明資料の14ページをお願いします。

歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、歳出について御説明いたします。

16ページをお願いします。

2段目の道路橋りょう総務費の不用額は7,625万8,000円でございます。これは、直轄事業負担金の事業費確定による執行残などでございます。

17ページをお願いします。

1段目の道路新設改良費の不用額は5,600万6,000円でございます。これは、地域道路改築費や道路施設保全改築費等の事業費確定による執行残でございます。

以上が一般会計における歳入、歳出でございます。

続きまして、翌年度への繰越事業に関しまして、附属資料で御説明いたします。

道路整備課につきましては、附属資料の1ページから35ページまで記載しておりますが、35ページをお願いいたします。

道路整備課の明許繰越しの合計は、最下段の左から1列目のとおり257か所で、明許繰越の額は、5列目のとおり129億1,185万4,000円でございます。

繰越しの理由といたしましては、地元住民や交通管理者など関係機関との協議調整や用地補償交渉の難航などに不測の日数を要したことなどにより、やむなく次年度へ繰り越したものでございます。

次に、36ページをお願いいたします。

道路整備課の事故繰越は、最下段の左から1列目のとおり3か所で、事故繰越の額は、

5列目のとおり1億9,180万4,000円でございます。

繰越しの理由といたしましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により地権者との協議等に不測の日数を要したため、やむなく次年度へ繰り越したものでございます。

繰越事業につきましては、用地取得や工事を鋭意進めているところでございます。

道路整備課の説明は以上です。よろしくお願ひします。

○高橋道路保全課長 道路保全課でございます。

決算について御説明いたします。

説明資料の20ページをお願いいたします。

歳入については、不納欠損額はございません。

最下段の諸収入の収入未済につきましては、後ほど附属資料で御説明いたします。

歳入につきましては以上です。

続きまして、歳出につきまして御説明いたします。

21ページをお願いいたします。

3段目の道路維持費の不用額5,228万1,000円の主な理由は、単県道路維持修繕費における積雪対策費等の執行残1,185万9,000円及び単県道路災害防除費の事業費確定に伴う執行残3,827万2,000円等によるものでございます。

22ページをお願いします。

1段目の道路新設改良費の不用額1,350万2,000円の主な理由は、道路施設保全改築費の事業費確定に伴う執行残によるものでございます。

歳出については以上でございます。

続きまして、翌年度への繰越事業につきまして、附属資料で御説明いたします。

道路保全課につきましては、附属資料の37ページから88ページまで記載しておりますが、88ページをお願いいたします。

道路保全課の明許繰越しの合計は、最下段のとおり470か所、5列目の82億4,518万7,000円でございます。

繰越しの主な理由といたしましては、計画の策定、工法の検討等、不測の日数を要したことにより、やむを得ず繰り越したもので、現在、その執行に鋭意取り組んでいるところでございます。

次に、89ページをお願いいたします。

道路保全課の事故繰越が、最下段のとおり2か所、5列目の1億7,696万円でございます。

繰越しの理由といたしましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により立入調査に係る地権者との合意形成に不測の日数を要したため、やむなく次年度へ繰り越したものです。年度内に完了する予定でございます。

続きまして、収入未済額につきまして御説明いたします。

附属資料の199ページをお願いいたします。

1の歳入決算状況の1段目の雑入で239万3,000円の収入未済が生じております。これは、一括納付が困難なことから分割納付中のためです。

最下段の4、令和4年度の未収金対策を御覧ください。

いずれも道路損傷行為に伴う原因者負担金でございます。

雑入1はグレーチング窃盗、雑入2は交通事故により生じたもので、いずれも本人との納付交渉を行い、弁済計画書を徴取し、現在分割納付中でございます。

完済は、雑入1が令和9年度、雑入2は令和6年度の見込みでございます。

県有財産の処分状況につきましては、附属資料210ページにあります一覧表のとおりでございます。

道路保全課の説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○松田都市計画課長 都市計画課でございます。

決算につきまして御説明いたします。

説明資料の23ページをお願いします。

歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、歳出について御説明いたします。

30ページをお願いいたします。

1段目の土地区画整理費の不用額6,346万3,000円は、主に土地区画整理事業と沿道整備街路事業の事業費確定に伴うものでございます。

以上が一般会計における歳入、歳出でございます。

続きまして、翌年度への繰越事業につきまして、附属資料で御説明いたします。

都市計画課につきましては、附属資料の90ページから100ページに記載しておりますが、99ページをお願いいたします。

明許繰越しの合計は、最下段のとおり、41か所で28億3,121万6,000円でございます。繰越しの主な理由といたしましては、関係機関及び補償物件の権利者との協議調整等に不測の日数を要したことによって、やむを得ず次年度へ繰り越したもので、現在その執行に鋭意取り組んでいるところでございます。

次に、100ページをお願いします。

事故繰越の合計は、最下段のとおり、3か所で2億8,108万8,000円でございます。繰越しの主な理由といたしましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により権利者との協議等に不測の日数を要したため、やむなく次年度へ繰り越したもので、いずれも年度内に完了する予定でございます。

以上、都市計画課の説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○弓削下水環境課長 下水環境課でございます。

決算について御説明いたします。

説明資料の32ページをお願いします。

歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、歳出について御説明いたします。

34ページをお願いします。

3段目の環境整備費の不用額4,634万円は、主に浄化槽整備事業の執行残によるものでございます。

36ページをお願いします。

3段目の流域下水道事業会計繰出金の不用額2,409万1,000円は、事業費確定に伴う執行残によるものでございます。

以上が一般会計における歳入、歳出でございます。

続きまして、翌年度への繰越事業につきまして、附属資料で御説明いたします。

下水環境課につきましては、附属資料の101ページから103ページに記載しておりますが、102ページをお願いします。

下水環境課の明許繰越しの合計は、最下段のとおり、12か所で明許繰越しの額は1億1,693万9,000円となっています。繰越しの主な理由といたしましては、資材の供給不足及び関係機関との協議に不測の日数を要し、やむを得ず次年度へ繰り越したものでございます。現在、その執行に鋭意取り組んでいるところでございます。

次に、103ページをお願いします。

下水環境課の事故繰越の合計は、最下段のとおり、1か所で2,986万円となっています。繰越しの主な理由といたしましては、新型コロナウイルス感染症拡大により資材確保が困難となり、工事施工に不測の日数を要したため、やむを得ず次年度へ繰り越したもので、年度内に完了する予定でございます。

以上で下水環境課の説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○仲田河川課長 河川課でございます。

まず、定期監査における指摘事項について御説明させていただきます。

別添の監査結果指摘事項をお願いいたします。

指摘事項は、「所属で事務局を担っている2団体の管理事務について、令和3年度以降、必要な役員改選、理事会開催等を行っていない。団体の定款、規約に基づき、適正な事務処理を行うよう指導すること。」でございます。

事案の概要ですが、河川課で事務局を担っている一般財団法人白川水源地域対策基金及び熊本県河川海岸防災協会に関する以下の不適切な事務処理が判明したものでございます。

一般財団法人白川水源地域対策基金につきましては、人事異動に伴う役員選任手続に係る理事会等の未実施、未登記及び事業計画、決算に係る監査、理事会等の未実施です。

これに関連し、県は、令和4年9月定例会において、未実施の理事会等を実施済みであるとする旨の報告をしていました。

熊本県河川海岸防災協会につきましては、任期切れとなった役員の改選手続及び決算監査の未実施です。

対応状況ですが、一般財団法人白川水源地域対策基金については、役員選任及び登記並びに決算など、一連の手続が7月中旬までに完了しております。また、財団の是正対応を受けまして、同財団の経営状況説明書類を改めて作成の上、令和5年9月定例会に提出し、訂正報告を行っております。

熊本県河川海岸防災協会につきましては、新役員選任のための総会等を実施し、決算監査等を実施いたしました。

再発防止策としましては、事務局内で実際に事務を担当する職員を複数置き、相互に補充し、チェックできる事務処理体制としております。

これにつきましては、このような事態を招

きまして本当に申し訳ございませんでした。改めましておわび申し上げます。どうも申し訳ありませんでした。

対応状況に示してますとおり、今後、河川課の職員一同気を引き締めまして、チェック体制の強化並びに私どもを含めたチェックをきちんと行いまして、今後、二度とこのような事態が起こらないようにしたいと思えます。本当に申し訳ありませんでした。

続きまして、決算について御説明いたします。

説明資料の37ページをお願いいたします。

歳入歳出決算について説明いたします。

まず、歳入についてですが、1段目の分担金及び負担金につきましては、海岸事業に伴う市町村の分担金ですが、不納欠損額及び収入未済額はありません。

次に、4段目の使用料及び手数料につきましては、不納欠損額が1,000円、収入未済額が252万7,000円となっております。

収入未済額につきましては、後ほど附属資料で御説明いたします。

続きまして、41ページをお願いいたします。

2段目の諸収入ですが、不納欠損額はございませんが、収入未済額が3億332万9,000円となっております。

収入未済につきましては、後ほど御説明いたします。

続きまして、歳出について御説明いたします。

44ページをお願いいたします。

2段目の河川海岸総務費につきましては、4,295万円の不用額が生じています。これは、主に河川管理費の事業費確定に伴う執行残や国直轄事業の事業実施後の執行残によるものです。

45ページをお願いいたします。

最下段の河川改良費につきましては、1億6,680万9,000円の不用額が生じています。こ

これは、主に河川改修事業や河川等災害関連事業等の河川改修費の事業費確定に伴う執行残によるものです。

46ページをお願いいたします。

最下段の海岸保全費につきまして、309万7,000円の不用額が生じています。これは、主に災害関連大規模漂着流木等処理対策事業の事業費の確定に伴う執行残によるものです。

47ページをお願いいたします。

2段目の水防費につきまして、107万1,000円の不用額が生じています。これは、水防活動費の事業費確定に伴う執行残によるものです。

最下段の河川等補助災害復旧費につきまして、25億8,924万8,000円の不用額が生じています。これは、主に過年発生河川等補助災害復旧費や現年発生河川等補助災害復旧費の事業費確定に伴う執行残によるものです。

49ページをお願いいたします。

最下段の河川等単県災害復旧費につきまして、1,595万5,000円の不用額が生じています。これは、主に災害復旧事業設計調査費の事業費確定に伴う執行残によるものです。

以上が歳入歳出決算に関する説明となります。

続きまして、別冊の附属資料にて繰越事業の説明をさせていただきます。

明許繰越しにつきましては、附属資料の104ページから136ページに掲載しております。

136ページをお願いいたします。

136ページ最下段の合計欄に記載してありますとおり、河川課の明許繰越しの合計は、496か所、243億871万2,000円となっております。主な理由としましては、関係機関との工法選択や計画策定時の協議、用地買収の遅れ及び工事増加等に伴う労務者や建設資材等の不足など、その調整や手配等に時間を要したこと等により、やむを得ず次年度へ繰り越し

たものでございます。

次に、事故繰越につきまして、137ページから144ページに掲載しております。

144ページをお願いいたします。

144ページ最下段の合計欄に記載してありますとおり、河川課の事故繰越の合計は、387か所、112億7,453万6,000円となっております。主な理由としまして、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止や令和2年7月豪雨の影響により施工業者の人員確保が困難となったことや半導体等の資材調達の不足により、工事の施工期間に不測の日数が生じたため、次年度へ事故繰越をしたものでございます。

なお、いずれも今年度中に完了する予定でございます。

続きまして、収入未済額について御説明させていただきます。

200ページをお願いいたします。

1段目の河川敷占用料で12万4,000円、2段目の土砂採取料で240万2,000円、3段目の雑入で3億332万9,000円の収入未済が生じております。これらの理由につきましては、次ページ、201ページの upper 段にあります3、収入未済額の状況を御覧ください。

まず、1段目の河川敷占用料で8件の収入未済がございます。

次に、2段目の土砂採取料で1件の収入未済がございます。

雑入の3段目、海砂利超過採取に係る過料及び4段目の海砂利超過採取に係る不当利得につきましては、それぞれ5件でございます。

占用料等の河川敷占用料の未収金につきましては、これまで出先機関とも連携しながら徴収に努めているところでございますが、引き続き未収金の解消に向けて納付指導等に取り組んでまいります。

また、占用料等のうち土砂採取料及び雑入の過料等の未収金につきましては、平成22年

度と24年度に判明した民間業者による海砂利の違法採取に起因するものです。

資料に数字の記載はございませんが、雑入の過料等の全体額は3億2,400万円余でございました。これに対しまして、令和4年度末までに2,150万円余が回収された状況でございます。

財産調査の結果でも、いずれの債務者とも全額の納付が可能な状態ではありませんでした。

なお、代表者が死亡して法人の実態がなくなり、財産も確認できない債務者1件について、令和5年3月に時効期限が到来し、今年度中の不納欠損処分を予定しております。

これ以外の案件につきましても徴収が厳しい状況ではございますが、収入が見込まれる債務者については、今後も、引き続き債務者への訪問や財産調査を行うなど、粘り強く徴収に取り組んでまいります。

一方で、法人の実態がなくなり、財産も確認できないなど収入が困難と考えられる債務者につきましては、不納欠損処分等も視野に取組を進めてまいります。

206ページをお願いいたします。

不納欠損につきまして御説明いたします。

河川敷占用料に1,000円の不納欠損が生じております。理由としましては、消滅時効完成による債権消滅によるものでございます。

以上で河川課の説明を終わらせていただきます。

○倉光港湾課長 港湾課でございます。

港湾課は、一般会計のほか、港湾整備事業特別会計及び臨海工業用地造成事業特別会計の2つの特別会計につきましても御説明させていただきます。

説明資料の50ページをお願いいたします。

一般会計の歳入につきまして御説明いたします。

50ページから53ページにかけて、不納欠損

額、収入未済額はございません。

54ページをお願いいたします。

次に、歳出について御説明いたします。

2段目の港湾管理費で1,695万円の不用額が生じております。これは、事業費確定に伴う執行残によるものでございます。

55ページをお願いいたします。

1段目の港湾建設費で1,294万4,000円の不用額が生じております。これは、事業費確定に伴う執行残によるものでございます。

2段目の空港管理費で3,737万6,000円の不用額が生じております。これは、事業費確定に伴う執行残によるものでございます。

56ページをお願いいたします。

2段目の港湾補助災害復旧費で396万2,000円の不用額が生じております。これは、事業費確定に伴う執行残によるものでございます。

3段目の港湾単県災害復旧費で113万6,000円の不用額が生じております。これは、事業費確定に伴う執行残によるものでございます。

57ページをお願いいたします。

港湾整備事業特別会計について御説明いたします。

歳入につきましては、不納欠損はございませんが、1段目の使用料及び手数料において3万円の収入未済額がございます。

また、59ページの諸収入において393万6,000円の収入未済額がございます。これらの内容につきましては、後ほど附属資料で御説明いたします。

60ページをお願いいたします。

次に、歳出について御説明いたします。

2段目の施設管理費において2,570万1,000円の不用額、最下段の港湾整備費において460万円の不用額が生じております。これは、事業費確定に伴う執行残によるものでございます。

62ページをお願いいたします。



臨海工業用地造成事業特別会計について御説明いたします。

歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額はございません。

63ページをお願いいたします。

歳出について御説明いたします。

3段目の熊本港臨海用地造成事業費で278万2,000円の不用額が生じております。これは、事業費確定に伴う執行残によるものでございます。

以上で一般会計、特別会計の歳入、歳出に関する説明を終わります。

続きまして、附属資料について御説明いたします。

まず、繰越しについて御説明いたします。

附属資料の145ページから158ページが港湾課に係る繰越し事業でございます。

まず、154ページをお願いいたします。

最下段のとおり、一般会計の明許繰越しは、73か所、42億1,719万3,000円で、理由としましては、工法の選択等に不測の日数を要したことなどでございます。

155ページをお願いいたします。

最下段のとおり、一般会計の事故繰越しは、1か所、2億6,209万8,000円で、理由としましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、関係者との協議に不測の日数を要したことなどでございます。

157ページをお願いいたします。

港湾整備事業特別会計の明許繰越しは、最下段のとおり、11か所、4億4,442万5,000円で、理由としましては、施工方法に不測の日数を要したことなどでございます。

158ページをお願いいたします。

臨海工業用地造成事業特別会計の明許繰越しは、最下段のとおり、1か所、949万円で、理由としましては、工法の選択等に不測の日数を要したことなどでございます。

なお、いずれも今年度中に施工を完了する予定でございます。

続きまして、202ページをお願いいたします。

収入未済について御説明いたします。

港湾整備事業特別会計で、最下段のとおり、使用料及び手数料のうち、重要港湾使用料で3万円の収入未済額がありますが、その理由は、債務者の業績不振でございます。

また、2段目の諸収入のうち、雑入で393万6,000円の収入未済額があり、その理由は、債務者の業績不振によるものが1件、督促等を行うも非協力であるものが1件となっております。

203ページをお願いいたします。

未収金対策につきましては、債務者に対し、分納誓約書による分納納付指導等を継続中でございます。また、法的措置に着手している案件もございます。今後も、四半期ごとに進捗状況を確認し、未収金解消に向けた対策の検討を行ってまいります。

以上で港湾課の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○植野砂防課長 砂防課でございます。

決算について御説明いたします。

説明資料の64ページをお願いします。

64ページから66ページまで記載していますが、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、歳出について御説明いたします。

67ページをお願いします。

3段目の砂防費につきまして、不用額が27億9,644万4,000円生じております。主な理由は、事業費の確定により執行残が生じたものでございます。

次に、繰越しについて御説明いたします。附属資料をお願いします。

附属資料の159ページから186ページにかけて、明許繰越しを記載しております。

186ページをお願いします。

最下段のとおり、令和5年度への明許繰越

額は、合計で189か所、102億5,784万6,000円でございます。繰越しの主な理由は、砂防施設の配置計画の策定や用地の取得に不測の日数を要したことにより、やむを得ず次年度へ繰り越したものでございます。

次に、事故繰越につきまして、187ページから194ページにかけて記載しております。

194ページをお願いします。

最下段のとおり、事故繰越は、合計で42か所、24億1,378万4,000円でございます。事故繰越の主な理由は、新型コロナウイルスの影響で施工業者の人員確保や工事用資材の入手が困難となり、工事施工に不測の日数を要することとなり、やむを得ず事故繰越を行ったものでございます。

なお、いずれも今年度中に施工完了する予定です。

砂防課は以上です。よろしく申し上げます。

○上野建築課長 建築課でございます。

決算について御説明いたします。

説明資料の69ページをお願いいたします。

歳入でございますが、不納欠損額及び収入未済額はございません。

次に、歳出について御説明いたします。

72ページをお願いいたします。

上から3段目の建築指導費における不用額856万1,000円につきましては、主に建築基準の指導に係る事務費の執行残でございます。

続きまして、翌年度への繰越事業につきまして、附属資料で御説明いたします。

附属資料の195ページをお願いいたします。

最下段のとおり、建築課の令和5年度への繰越額の合計は、4か所、669万4,000円でございます。繰越しの主なものといたしましては、5段目にあります危険地区からの移転促進事業費でございますが、土砂災害特別警戒区域に居住し、国の交付金を活用して区域外

に移転する方々の助成を市町村と一緒にやって建築課で行っておりますが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、建築資材等の納入に不測の日数を要したため、やむなく繰越しを行ったものでございます。いずれの事業も年度内に完了する見込みでございます。

建築課は以上です。よろしく申し上げます。

○折田宮繕課長 宮繕課でございます。

決算について御説明いたします。

説明資料の73ページをお願いします。

まず、歳入について御説明いたします。

歳入については、不納欠損額及び収入未済額はございません。

次に、74ページをお願いします。

歳出について御説明いたします。

不用額3,910万5,000円につきましては、主に県有施設の改修等に係る工事請負費や設計管理委託料の入札に伴う執行残及び事務費の執行残でございます。

続きまして、翌年度への繰越しにつきまして、附属資料で御説明いたします。

附属資料の196ページをお願いします。

宮繕課の令和5年度の繰越しの合計は、表最下段のとおり、県有施設保全改修費で7か所、合計2億3,806万2,000円となっておりますが、施工期間に係る施設側との調整などに不測の日数を要したため、やむを得ず、次年度へ繰り越したものでございます。

なお、いずれも今年度完了することとしております。

宮繕課は以上です。よろしく申し上げます。

○今福住宅課長 住宅課でございます。

決算の概要について御説明いたします。

説明資料の75ページをお願いいたします。

まず、歳入について御説明いたします。

1段目の使用料及び手数料ですが、調定額

19億8,487万1,000円に対し、収入済額が19億7,522万1,000円、不納欠損額が147万9,000円、収入未済額が817万1,000円となっております。

不納欠損と収入未済の状況につきましては、後ほど附属資料で御説明いたします。76ページをお願いいたします。

1段目の国庫支出金ですが、予算現額と収入済額との比較で2億7,298万9,000円の減となっております。これは、2段目の社会資本整備総合交付金の繰越し及び事業費確定に伴うものです。

4段目から77ページにかけて、財産収入、繰越し金、諸収入がありますが、いずれも不納欠損額、収入未済額ともございません。

78ページをお願いいたします。

歳出について御説明いたします。

上から3段目の住宅建設費の不用額1億2,356万1,000円の主な理由は、高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業費の事業費確定に伴う執行残、公営住宅ストック総合改善事業費の事業費確定に伴う執行残でございます。

続きまして、繰越事業及び収入未済の状況について御説明いたします。

附属資料の197ページをお願いいたします。

まず、繰越事業について御説明いたします。

住宅課の明許繰越しの合計は、最下段の記載のとおり、5億2,009万1,000円となっております。繰越しの主な理由は、計画変更の不測の日数を要したこと、また、関係機関との協議に不測の日数を要したことにより、やむを得ず、繰り越したものであり、年度内に全ての事業完了を予定しております。

204ページをお願いいたします。

収入未済の状況について御説明いたします。

1の歳入決算の状況の1段目、県営住宅使用料784万8,000円、2段目、県営住宅用地使

用料で32万3,000円の収入未済が生じております。これらの理由は、県営住宅入居者の方が収入低下等による生活の困窮や、既に県営住宅を退去した方々の滞納が主な原因です。

205ページをお願いいたします。

令和4年度の未収金対策を記載しております。

県営住宅入居者や退去者に対するそれぞれの徴収の取組を徹底するとともに、生活困窮による滞納となっている入居者に対しては、家賃の減額措置、住宅確保給付金など各種給付や支援制度を案内するなどの配慮を行いながら、歳入確保及び公平性の観点から、未収金対策に取り組んでまいります。

207ページをお願いいたします。

不納欠損について御説明いたします。

県営住宅使用料に139万4,000円の不納欠損が生じております。主な理由は、消滅時効完成によるものでございます。

209ページをお願いいたします。

県営住宅用地使用料に8万5,000円の不納欠損が生じております。これも、主な理由は消滅時効完成によるものでございます。

住宅課は以上です。よろしくをお願いいたします。

○高野洋介委員長 以上で土木部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料名並びにページ番号を述べてからお願いをいたします。

それでは、質疑はございませんか。

○岩下栄一委員 道路整備課、資料の17ページ、橋りょう維持費ですけれども、急を要する橋梁というのはどのくらいあるんですかね、何か所ぐらい。

○奥山道路整備課長 すみません、今ちょっと宙に覚えてなくて、調べて後ほど回答させ

ていただいてよろしいでしょうか。

○岩下栄一委員 国土強靱化の観点からも、ぜひ橋を安全に使っていただくためにも、補修箇所を全うしていただきたいというふうに思います。

私ども熊本都市圏ですけれども、白川橋の橋梁のどっかが外れて、しばらく通行止めになったことがありました。橋を渡りよって、橋がぼとっと落ちるなんて大変なことでございますので、よろしく願いしておきます。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

○鎌田聡委員 監査の指摘事項であった河川課のやつ、大変な状況でおわびされましたけれども、一つの理由としてあるのが、この理事会もされてなかったということで、理由が人事異動に伴うその担当の方の人事異動なんでしょうか。

それと、あとは、その理事会をやるのが大変だったからやられてないのか、ちょっとこの辺の原因をもう一回お聞かせいただけたらと思います。

○仲田河川課長 まず、人事異動に伴う役員改選の件でございますけれども、これは、人事異動が役員さんの人事異動になります。通常4月であるとかそういうときに人事異動がございまして、役員の構成が、熊本県並びに関係市町村の職員の方々が理事になられますので、そちらの人事異動に伴いましての役員改選が行われなかったということでございます。

それから、理事会等の未実施ということでございますけれども、実際、この白川基金におきましては、この立野ダムの完成後に事業を行うということで、実は、平成22年度以降、実態といたしますか、この支出がございませんでした。このダムの完成を待っていると

いう状況でございましたので、そういった実際の支出がなかったものですから、いわゆる書面決議等を行ってございました。特に近年は、コロナがございましたので、書面決議を行ったところでございますけれども、そういう中において、その理事会というのが事務処理がきちんとなされてなかったということで、結果的には理事会が完結しなかったというところでございます。これは、私のやはりチェックの甘さだというふうに認識しております。大変申し訳ありませんでした。

○鎌田聡委員 実際は、ダムが完成前の段階では、理事会はやっぱりやられてたんでしょう。理事会もやられてなかったんですかね。

○仲田河川課長 支出がない場合でも理事会のほうは、書面決議であるとかそういうもので適切に行われておりました。

○鎌田聡委員 いずれにしましても、虚偽の決算を議会に出されたということですから、非常に反省されて、二度とこういうことないようにということでチェックされるということですので、もうそういうことでぜひやっていただきたいと思っておりますけれども、やはりこういうことを繰り返されたら困りますから、しっかりと、今後はダム完成したら理事会を書面じゃなくて——もう支出があればどうなる、やっぱり書面でやるんですか、その辺ちょっと教えていただきたい。

○仲田河川課長 やはり来年度以降、恐らく南阿蘇村の計画に基づきまして事業がなされるというふうに聞いております。これにつきましては、やはり私たち基金のほうからの支出がございまして、しっかりと理事会を開催し、また、南阿蘇村さんの意見を聞きながら、この基金の支援のほうを行いたいというふうに思っております。

また、今後二度とこういう不適切な運営が行われないように、本当に気を引き締めまして、チェック体制を強化してまいりたいと思います。

以上でございます。

○鎌田聡委員 やはり事務局担当の職員が、多分一人に任せられとったということだろうと思いますから、今後は、複数でということで、相互チェックということでされると思いますが、ほかのところでも何か組織的チェックをやっていくということが、もう何回も出されておりますけれども、これ、やっぱり徹底をして、完全にもう二度とこういうことを起こさないんだということでやっていただくように厳しく指摘をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

○西山宗孝委員 195ページ、建築課にお尋ねしたいんですけども、ちなみに、アートポリス推進事業費というのがありますが、熊本地震以前と比べたら相当数予算も減ってきてると思いますが、今回、他事業との調整に不測の日数を要したということで繰越しになっておりますが、そこもちょっと分かりやすく教えていただきたいのと、それから、これから先のアートポリスについても、本当に低迷といたしますか、非常に世間的には低迷してますし、熊本も、インバウンドとか、海外との交流も、飛行機あたりも動き出しているの、やっぱり熊本の魅力の一つであったと思うんですけども、その辺りをお聞かせいただければと思います。

○上野建築課長 建築課でございます。

195ページの繰越事業、くまもとアートポリス推進事業のところになりますけれども、

こちらで繰り越しております事業の内容といたしましては、プロジェクト、アートポリスで建造されました建築物を広報するためのリーフレット、それと、パネルの製作ということになっております。

こちらにつきましては、他事業の調整ということで書いておりますけれども、新型コロナウイルスの関係で、プロジェクト事業、建築物の建造そのものが少し遅れが生じまして、それに伴って繰越しをしたというものになっております。

こちらにつきましては、年内には一応完成する見込みということでなっておりますので、繰越しの事業につきましては、年度内に必ず執行できるものというふうに考えております。

○西山宗孝委員 これまで、くまもとアートポリスは、熊本県を対外的に、非常に国内外含めてアピールしてきたんですけども、なかなかこの地震とコロナ禍で随分何か印象悪いんですけども、低迷したような感じもしますので、ぜひ今後も引き上げて、積極的に推進をしてもらいたいと思います。要望です。

○高野洋介委員長 分かりました。ほかにございませんか。

○吉永和世委員 土木部におかれましては、北部豪雨災害、そしてまた熊本地震、そしてまたR2の豪雨災害ということで、いろんな形で5年ごとにあっているような感じなので、本当に落ち着く間もなく対応いただいておりますので、心から感謝を申し上げたいというふうに思います。

そういった中で、今回の指摘事項、そういったところも若干関係しているのかもしれませんが、やっぱり発注者側、言わば県といいますと、土木工事関係等、発注者側の常に言っていることは、事故がないようにとか、ある

いは不正がないようにとかいうことを言うてる側、極端に言いますと。そういったところで、こういったやってないことをやったような形で作り上げてしまったということで、本当にあってはならないことをやってしまったわけですが、今後そういうことがないように、やっぱりしっかりと監査指摘事項もございましたが、そこにしっかりとそういうことがないように管理、指導徹底をぜひやっていただきたいというふうをお願いをしたいと思います。

○亀崎土木部長 まさしくそのとおりであると思います。我々真摯に受け止めて、基本に立ち返って、みんなが非常にやっぱり災害等で多忙なんでございますが、みんなでカバーしながら、一人に任せず、この今の現状を乗り切っていきたいということで考えております。まさしく土木部一丸となって頑張っています。

以上です。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

○溝口幸治委員 時間外のことについて御報告をいただきました。精査しながら減らせるものは減らしていくというのは当然のことだと思うんですが、逆にTSMCとか突発的というか、大きな事業も出てきて、とても土木部全体は忙しくなっているのではないかと思います。

例えば、私の地元なんかは、特に今派遣してもらってる人たち見ても、本当に一生懸命やられているし、いろいろ話を聞くと、派遣してるうちゅうことは、それだけ本体は人が少なくなるわけですから非常に大変だろうと思いますので、しっかり残業した分は残業代がつくような、そういうところもしっかり意識をしてほしいというふうに思っています。

それからもう一つは、農業もそうでしたけれども、技術職員の方は、なかなか採用試験でも少ないというふう聞いてますし、先ほどいろいろ不祥事もありますけれども、全体的にはやっぱり職員の数が本当に今適正なのかどうかというの、しっかり管理をしていく必要があるんだろうと思います。

そういった面からも、しっかり魅力ある職場をつくっていかないと採用には結びつかない。働いてる人が、もう県庁行ったら大変だ、じゃあ民間行ってしまうじゃなくて、やっぱり県庁は楽しい、いいところだという雰囲気が出ないと採用もされないの、このあたりの残業のこと、それから採用のこと、そして土木部全体が魅力ある職場づくりについて、今、部長、どう考えていらっしゃるのか。政策審議監でもいいですけども。

○亀崎土木部長 まさに今のこの事業量、最近では、非常に多くの事業費を抱えてる状況の中で、職員が生き生きと、やっぱり土木屋だという気概を持ってやれる雰囲気をつくるのが一番だと思います。

さらに申し上げるならば、先ほどありました、やっぱり人を入れなければいけない。今多くのところから、他県から応援にも来ていただいていますし、任期付の職員の方も採用しているという中で、やっぱり本来あるべきは技術職員を入れること、彼らが本当にやりがいを持ってできるような職場環境を整えることが一番だと思っています。

我々が昔入った頃は、やはりそういう、どんな災害のときでも先輩方から指導していただきながら、それが今の自分の技術の経験の基本となって生きていくことでありまして、そういったことを伝えていかなければならないと痛感しているところです。

今、土木部みんな、全員リクルーターになれという指示を出しております。一生懸命我々の魅力を発信しながら、働きやすい職場づ

くりを目指していきたいと考えております。  
以上です。

○高野洋介委員長 大丈夫ですか。

○城下広作委員 関連みたいなもんなんですけれども、今いろんな形で、民間の企業から役所のほうに、ある意味の応援という形で仕事をやっているんですけども、民間で相当応援していただいた金額と役所の公務員を育てるという分とバランスをよく考えておかないと、ずっと民間から応援だけを頼って、そして技術者が現場で増えない、育たないというのは、ちょっとこれは、バランスから考えると、本当にやっぱり将来的には、公務員としてしっかりその技術を身につけた人たちが、しっかりその場で力が発揮できるようにしないと、ずっと依存型でこうすると、これはいかなもなかなど。相当な金額を支出しておりますので、その辺のバランスは今後よく検討していただきたいと要望しておきたいと思えます。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。  
未収金に関して何かありませんか。

○池永幸生委員 住宅課のほうにお聞きしたいんですけども、県営住宅ありますね。更新もありますけれども、かなり今空き家が出てくるんじゃないかな。高層のマンションになりますから、エレベーターがついてないというのものもあるかもしれませんけれども、大体何%ぐらいの入居率があるのか分かりますか。

○今福住宅課長 住宅課でございます。

昨年度末の状況を少し御説明しますと、実際、管理戸数が8,500ほどございます。実際今入居いただいているのが6,800ほどですので、大体8割ぐらいの入居率です。

しかしながら、団地によっては100%に近い団地もございますし、そうじゃない、ちょっと不便なところ、先ほどおっしゃっていただいたようなエレベーターがないとか、不便なところになりますと、少し入居率が低いところがございます。

○高野洋介委員長 池永委員、大丈夫ですか。

ほかにございませんか。

私のほうから皆様方にお尋ねというか、意見なんですけれども、今ずっと土木部の状況を見てまして、請負業者のほうも見ておまして、一番感じるのが、当初、例えば振興局で何月に発注予定だったものが2か月、3か月遅れてもまだ発注されないという状況が多々ございます。

これをいろいろ見ますと、恐らく今、振興局の方々に、手持ち工事があまりにも多過ぎて手が回ってないんじゃないかなというのも感じております。若手が特にそういったところが見受けられますし、先ほど溝口委員がおっしゃいましたように、時間外の勤務のことも、いい悪いは別として、これは、あくまでも業務としての時間外であって、例えば、この間、八代の女性職員が高校に行って出前講座をして、先ほど部長がおっしゃいましたリクルーターとなって、技術職というのはこういった、すばらしいんだよということをされます。そういったところは、また別の時間を使われているというふうに伺っておりますので、あまりにも私は、この土木職員、農林水産部の技術職員も含めて技術職員が足りなさ過ぎるんじゃないかなというふうに思っています。

ですから、若い職員が、学ぶ時間もない、個別で勉強する、技術がどんどん進んでいる中で全く追いついていない部分もございまして、そこは、もう一回、土木部長はじめ、土木職員、幹部の方々に、人事課としっかり

そこは、重要視されてるんだったら、きちんと私は要望なりするべきだというふうに思っております。

そうしなければ、本当、災害復旧も進みませんし、プロパー分も私は進まないと思いますので、そこをしなければ、この熊本県の土木自体が、私は今後発展しないというおそれを懸念しておりますけれども、それについて、土木部長、何かコメントがありましたらお願いいたします。

○亀崎土木部長 これからの熊本の将来を支えていくのは、土木の将来、建築の将来を支えていくのは、やっぱり若い彼らだと認識しております。その彼らが今やるべきことをしっかり学べるよう、そして将来にわたっても活躍できるよう、我々今、委員の皆様の御意見も肝に銘じて、全力でそこは環境改善のために取り組んでまいります。

以上です。

○高野洋介委員長 よろしくお願いいたします。

ほかにございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○高野洋介委員長 大丈夫ですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○高野洋介委員長 なければ、これで土木部の審査を終了いたします。

今回の第7回委員会は、10月27日金曜日午前10時から開会し、午前に警察本部、出納局及び各種委員会、午後からは観光戦略部の審査を行うこととしております。

また、委員会初めのほうに、取りまとめは11月21日というふうに言っておりましたけれども、それぞれ調整させていただきまして、11月20日午前9時より取りまとめのほうをしたいと思っておりますので、皆様予定のほうを入れていただきますようによろしくお願いをいたします。

それでは、これもちまして本日の委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後2時32分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

決算特別委員会委員長